

令和8年第1回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 令和8年3月5日（木）9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	松山	貢	6番	牧野	牧子	11番	安部	大助
2番	村上	一	7番	齋藤	則子	12番	前田	芳樹
3番	西村	万里子	8番	村上	謙武	13番	石田	茂春
4番	脇田	千代志	9番	菊地	政文	14番	高宮	陽一
5番	山田	浩太	10番	西尾	幸太郎			

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田	高世偉	水産振興室長	曾我部	一彦
副町長	大庭	孝久	建設課長	岸本	則和
教育長	野津	浩一	都市計画課長	石田	傑
会計管理者	齋藤	和幸	環境課長補佐	高宮	鋼志
総務課長	宇野	慎一	エネルギー対策室長	野津	寿天
危機管理室長	柳原	潔	国民スポーツ大会推進課長	茶山	宏
地域振興課長	橋本	博志	上下水道課長	村上	和久
財政課長	長田	寿幸	布施支所長	坂本	忠
施設管理課長	堀川	秀樹	五箇支所長	石橋	忠夫
税務課長	池本	繁樹	都万支所長	近藤	勝志
町民課長	和田	美由貴	中出張所長	黒川	直照
保健福祉課長	野津	千秋	総務学校教育課長	金井	和昭
住民福祉担当課長	広江	和彦	社会教育課長	中村	恒一
商工観光課長	藤野	一	中央公民館長	木瀬	高宏
農林水産課長	増本	直行			

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 田中 挙 事務局長補佐 齋賀 千春

議事の経過

○議長（安部大助）

ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1. 一 般 質 問

「一般質問」を行います。

一般質問は一問一答方式で行います。

また、質問時間は答弁を含め60分以内となっていますので、執行部、議員各位におかれましては、ご協力よろしく願いいたします。

なお、一般質問は、行財政全般にわたり、執行機関に対し、疑問を質し、所信の表明を求めるものであります。単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの、制度の内容等の説明を求めるものは控えていただき、併せて要望やお願い、お礼の言葉を述べることも慎んでいただきたいと思っております。

また、再質問は簡明におこない、通告した質問の範囲を超えないよう、質問者各位にはよろしく願いいたします。

執行部におかれましては、質問時間が限られておりますので、明確な答弁をお願いいたします。

それでは、一般質問の通告がありましたので順次発言を許します。

はじめに、4番：脇田 千代志 議員

○4番（脇田 千代志）

おはようございます。本日、期せずしてトップバッターとなりました。大変緊張しております。双方に実りの多い質疑となりますよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、まず「洋上風力発電の誘致」について伺います。

内容は、年に一度の国への情報提供の期限が迫ってきていますが、漁業者の皆様の権利を守るためにも、国への情報提供を早期に決断していただくべきではないでしょうかということでもあります。

町長は、昨年12月定例会の私の一般質問に対し、洋上風力発電の誘致が本町の地域経済や財政面への効果が期待される事業であるとの認識を示していただきました。

すなわち、国が実施する洋上風力発電の誘致によって、運用が開始されれば、初年度200

億円にものぼるとされる税収が町の自主財源となり、またたくさんの人の交流や物流が活発化し、雇用や地域の活性化にも大きく貢献してくれる可能性があることでございます。

また、国の「地球温暖化対策」にも協力し、再生可能エネルギーによるエネルギーの安全保障にも貢献でき、自立に向けての自治体である意思表示を示すことも可能になるということもご理解いただけたと思っております。

一方で、漁業者の皆様から慎重な声、あるいは反対の声があることも町長の答弁により承知しているところでございます。

町長が、基幹産業である漁業を大切に思われるが故に、自ら動くことを躊躇されているお気持ちも理解できます。しかし動かないことが、本当に漁業者を守ることになるのかを、今一度考えてみていただくことができればと存じます。

私のような漁業の門外漢が申すのはおこがましいですが、私も1次産業の従事者として、畜産組織の代表者を1年前まで勤めていた経験から申し上げまして、漁業者の皆様が本当に恐れているのは、変化そのものではなく、自分たちの知らないところで、自分たちの大切な海の話が進んでしまうことではないかと考えるところであります。

このため、漁業者の皆様が事の是非を判断するための多くの情報が十分に得られることがまず肝要であると思っております。

本町の領海には、洋上風力発電に適した海域があることを、国への情報提供を行うことにより、国による「法定協議会」が設置されますので、そこには漁業者も加わり、専門的な知見に基づいた影響調査や、漁業との共生策の議論が公の場で行われることとなります。このような、漁業者の皆様適切な判断材料を提供し、公平・公正な議論によって、漁業者の権利が守られるためにも、迅速に国への情報提供をすべきと考えるものであります。

ここで私から漁業者の皆様への判断材料として、そして「法定協議会」との関わりについて知っていただくために、洋上風力発電の規模と設置間隔を表した図としてこの「パネル1」を、また発電事業者から地域共生基金として出捐される基金について、次の「パネル2」を使って千葉県銚子沖の事例をお示しさせていただきたいと思っております。

「パネル1」は、洋上風力発電の1基当たりの規模と海域に設置される間隔について、公益財団法人自然エネルギー財団が作成した「漁業者のための洋上風力発電入門」というパンフレットの中で示された絵図について許可を得てお示しするものであります。パンフレットの実物はこういうものになっております。「漁業者のための洋上風力発電入門」の「地域の海の10年後を考える」、この中の20ページと21ページが、この表を拡大したものが「パネル

1) となっております。

洋上風力発電1基、出力15MW、15,000KWの大きさは、海面から羽根の先端までの長さが約270mと東京タワーの333mにも匹敵するほどの大きさのものが想定されています。設置間隔は、風を有効に捕まえるために大きさに合わせた距離が必要になりますので、想定されている設置間隔は横に1km、風下に2.5kmとなります。

ちなみに2.5kmは西郷湾の間口から隠岐水産高校辺りまでの距離となりますので、この感覚においては船舶の航行やある程度の漁も可能になるのではないかと考えられるところです。

また浮体式風力発電塔の大きな浮きは人工漁礁となることが先行事例では証明されていますので、周辺での漁獲量の増加も期待されるのではないかと存じます。

漁業者の皆様がもし望まれるのであれば、例えば自動船舶警戒システムやレーダー監視など、最新技術による航行安全の担保も可能になるでしょうし、ただ風車を建てるのではなく隠岐の豊かな漁場をさらに育む「巨大な人工魚礁」、国や事業者のお金で造らせるという攻めの姿勢が協議会の場では可能になるという考え方もあると存じます。

次に「パネル2」をお示ししたいと思います。パネル2は発電事業者から自治体に出捐される基金について、どう扱われるかということを示した図であります。この「パネル2」の一番下の表をご覧くださいと思います。

発電事業者からの出捐金について、銚子沖の場合では県が基金を設置し、各漁協へ手厚い支援が行われた様子を表したものになります。

この表の説明の前に、実はご承知のとおり銚子沖の洋上風力発電事業は発電事業者が中途撤退し、今年、再募集の計画となっているところですが、事業の成否に関わらず協議会の設置によって、漁業振興の財源が法的に確保されているという実績としてご紹介するものであります。

まず、銚子漁協の場合は「漁場実態調査」や組合員支援として、燃料費補助や漁獲共済掛金補助、施設整備・補修や後継者育成に使われています。次に、海^{かい}匝^{そう}漁協の場合は、漁業者支援として漁船保険料補助、支所の改修などに使われ、千葉県漁連の場合は、漁業者支援として漁船保険料の掛金補助に使われているようです。

先に述べさせていただいたとおり、これは法定協議会のテーブルで漁業者の権利が明確に定義されたからこそ実現したものといえると思います。

さらに本町におきましても、町長が国に情報提供を行い「準備区域」へと進めることで、発電事業者「隠岐の島町独自の基金」や「地元の漁協に対する直接的な振興策」を具体的

に提示させる法的根拠を得ることも可能となるようです。

国の洋上風力発電に関する法律として、「再エネ海域利用法」に基づくプロセスは、決して国や事業者の独走を許すものではありません。むしろ、国への情報提供を行い「準備区域」となり、その先の「法定協議会」のテーブルに着くことこそが、漁業者の皆様が「何が懸念なのか」「どのような条件なら共存できるのか」を、法的根拠を持って議論できる唯一の場となり得ます。

逆にもし情報提供されないまま停滞していれば、漁業者の皆様は何が起こるかわからない不安に晒され続け、町は将来の財源を失うという、誰も得をしない状況が続くばかりとなってしまいます。国への情報提供は、建設を決めるためのものではなく、漁業者が反対も含めた正当な意見を言う権利、法的資格を得るための手続きであると思います。

即ち、情報提供により「準備区域」になれば、漁業者はステークホルダーと呼ばれ、利害関係者として確固たる法的地位を得ることになります。国への情報提供の時期は、担当課がよくご承知のことと思いますが、例年では3月初旬から5月中となっております期限は刻一刻と迫っているところであります。

質問のまとめとして、町長がされるべきは、漁業者の皆様を名実ともに議論の主役に据えていただくことであり、そして抱えている懸念を正式な議論の場となる「法定協議会」に乗せ、漁業者の皆様と町の未来を守るための権利を確保していただくことと考えています。

そのための一歩として、漁業者の皆様のご理解を得て、速やかに国への情報提供を行うべきと考えますが、町長のご決断を伺います。

○番外（町長 池田 高世偉）

おはようございます。本日もよろしくお願ひ申し上げます。

ただ今の、脇田議員の「漁業者の権利を守るために国へ情報提供すべき」についてのご質問にお答えします。

議員仰せのとおり、洋上風力発電事業につきましては、地域の将来を見据えた自主財源の確保という観点から、大きな可能性を有するものと認識しております。また、漁業関係者の中には一定の理解を示しておられる方がいらっしゃることも伺っておりますが、一方で反対の声があることも事実であります。

議員ご指摘の、国への情報提供につきましては、「再エネ海域利用法」に基づく「準備区域」への移行に向けた重要な手続きであると認識しておりますが、情報提供は単なる事務的手続きではなく、本町として一定の方向性を示す行為であると受け止められかねないと考えておりま

す。

あわせまして、本町の基幹産業である漁業の操業環境の変化は、漁業者の生活に直結する重大な問題であり、将来の本町の漁業を担う世代の、洋上風力発電事業に対する理解を含め、事業の進め方には慎重な姿勢が不可欠であります。

本町といたしましては、これまで答弁させていただきましたとおり、まずは発電事業者が主体となり、漁業者をはじめとする利害関係者の皆様から確実にコンセンサスが得られた段階で、事業の検討に進むべきであると考えております。引き続き、関係者の皆様のご意見を丁寧に向いながら、慎重に対応してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○4番（ 脇 田 千 代 志 ）

はい、伺いました。

今のご答弁にありましたように、発電事業者に、まず反対されている方への説明を十分に尽くしてもらいたいというご答弁を何度もいただいております。発電事業者に、町の未来を託すほど全幅の信頼をお持ちなのはよく承知いたしました。事業者はあくまで「民間」であり、隠岐の島町の“海”という「公共財」を地元の利害関係者と調整する最終的な公的権限も信頼も持ち合わせておりません。

また、営利企業である事業者が、先祖代々の漁場を守る漁業者の心を動かせるはずがありません。町長が公的な立場から、漁業者の生活を守るための法的枠組みとして、「協議会をつくろう」と言わない限り、不信感は募る一方と思います。説得が難しいからこそ、町長が先頭に立ち、国と事業者を同じテーブルに引き出すべきです。それが漁業者に対する誠意ではないでしょうか。

町長自らが情報提供を行い、公式な対話の場を作るという政治家としての決断を今ここで求めたいと思いますが、如何でしょうか。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

私が自ら情報を提供するという決断をすべきだと、その決意と言いますか、示せと言うことでございますが、まず、発電事業者が主体となるという、そもそもそこからスタートしたはず。なら、なぜ将来を担う漁業の担い手について説明会を開催しないのか。やはり、欠落している部分が、説明に対してまだまだたくさんある。私はそのように理解しています。

そしてまた、この「決断」というのは、町の方向性を示す、本当に大きな環境、自然、漁業、すべての面から判断しなければならないという風に考えています。その中で、当初からお約束が、漁業者のコンセンサスが得られたら、私はそこで「決断」しますと言うことは発

言しておりますので、そこに変わりはありません。まずは関係者の皆さんのコンセンサスを得ること、それが第一の条件であります。

○4番（ 脇 田 千 代 志 ）

住民の皆様のコンセンサスを得るための自治体の努力というのは、もう既に私の方も言葉足らずかも知れませんが、令和6年度に国が「セントラル方式」に移行した時点で、自治体が主導的に行うという位置付けになっていると、ご説明をさせていただいております。

説明会も、全町民を相手にしたもの、それから各地区での説明会を順次行っております。その中でのご意見も大変多く伺っているところでございます。また、そういったものを形に表して、今後も引き続きお示しできるような形で進めていきたいと思っておりますし、何よりも大切なことは、町長も申されたとおり、町民の皆様のコンセンサスを得ることが一日も早く求められているところでございます

国への情報提供は5月中と存じておりますので、私としても最後まで諦めず、一縷の望みを抱きながら、自分でできることを精一杯おこなってまいりたいと申し上げまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

次に、先月の豪雪を契機とした災害への対応について伺います。

先月2月8日の豪雪により、海岸や平野部を含め長時間に渡って雪に閉ざされてしまった地域が多かったことと聞きますが、私の知る限りの久見地区では道路除雪が遅れ、約二日間にわたり実質的に孤立状態となりました。

幸いにも火災や重篤な急患も発生しなかったようですが、もし住民の生命・財産に関わる事態が発生していたならば、重大な結果を招いていた可能性があります。

私は今回の件を、単なる除雪の遅れではなく、災害対応への「危機管理体制の検証課題」と位置付け、次の5つの質問を行います。

まず、今回の豪雪における除雪の優先順位はどのような基準で決定されたのでしょうか。

また、緊急車両が通行可能な状態を最優先とする体制が、実際に機能していたのかをお尋ねいたします。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の、脇田議員の「初動対応と優先順位の基準」についてのご質問にお答えします。

まず、この度の記録的な豪雪により、町道および生活道路の除雪に時間を要し、町民の皆様には、交通確保や日常生活に多大なるご心配とご不便をおかけいたしましたこと、お詫びを申し上げます。

今回の豪雪に限らず、町道における除雪の優先順位は、まずは国道・県道までを結ぶ主要幹線道路、消防署、医療機関などの緊急車両の通行が必要な施設へ繋がる道路であります。

次に、バス路線や通勤・通学路。次に、交通量の多い集落内の生活道路となっております。

また、初動対応といたしまして、町道の除雪は積雪 20cm に達した時点で出動することとなっておりますが、今回は、「大雪警報」の予報により 20cm 以上の積雪が見込まれたため、基準に則り当日の未明から稼働を開始しております。

また、除雪路線は、予め委託業者ごとに選定されており、特に優先度の高い路線につきましては、担当課より除雪業者へ直接指示・確認を行い、迅速な交通確保に努めておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○4番（ 脇 田 千 代 志 ）

はい、承知いたしました。

次に、今回の対応における指揮命令系統についてお聞きします。

災害対策本部の設置は必要なかったのでしょうか。また、除雪の判断は誰が行い、消防・警察・建設業者との連携はどのように図られていたのか。現場判断と本部指示の関係を明確に示していただきたいと思えます。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の、脇田議員の「指揮命令系統はどうであったか」についてのご質問にお答えします。

まず、災害対策本部の設置基準につきましては、隠岐地区に「大雪特別警報」が発表された場合を原則としております。今回につきましては、「大雪警報」の発表があったため、災害警戒本部を設置したところであります。

次に、除雪の判断につきましては、「隠岐の島町除雪計画及び実施要領」に基づき建設課が中心となり実施しており、この中で、除雪する路線ごとに基準を設け委託業者が除雪作業をしております。今回のような大雪が想定される場合には、事前に担当課より委託業者へ路線ごとに、除雪作業の指示をしております。

また、例年 11 月に開催されます「除雪対策連絡会」におきまして、島根県、除雪業者、関係機関である消防署、警察署、電気通信事業者及び公共交通事業者等と連携を図っているところであります。具体的には、積雪時に町内の交通網が麻痺しないよう、関係機関と連携し、迅速な除雪作業を行うこととしております。今後につきましても、迅速かつ安全な除雪体制の維持に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○4番（ 脇 田 千 代 志 ）

3番目の質問を行います。

先日の五箇区長会では除雪の方式について、「まず1車線のみを確保し、待避所を設けながら進めることで通行可能区域を早期に拡大できるのではないか」との意見が出されました。

道路除雪の目的が、まず救急車や消防車を通すことであるならば、全面除雪にこだわらず、緊急通行確保を優先するために、通行可能区域の拡大をまず図るべきと考えます。この方式の導入について、町の見解をお尋ねします。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の、脇田議員の「1車線先行除雪方式への町の見解」についてのご質問にお答えします。

「1車線先行除雪方式」につきましては、議員仰せのとおり、救急車や消防車といった緊急車両の通行を優先する場合、短時間で効率的に道路を通行可能にする手法であると認識しております。

しかしながら、本町の主要幹線道路におきましては、2車線でかつ縦断勾配がきつい路線も多く存在します。そのため、1車線のみでの除雪で通行を確保した場合には、対向車と鉢合わせした場合に待避所まで後退せざるを得ず、仮に立ち往生が発生した場合には、完全に通行不能な状況に陥ることが懸念されます。

また1車線では車道幅が狭く、歩行者や交通の危険性が高まるとも考えております。加えて、待避所への進入・退出時や、待避所付近の堆雪により視界が遮られることで、事故が発生することも想定されるところであります。

現状では、「1車線先行除雪方式」の採用には課題が多く、安全性と円滑な交通を確保するため、慎重な検討が必要であると考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○4番（ 脇 田 千 代 志 ）

はい、伺いました。

今回の救急車の依頼状況について隠岐島消防署に確認したところ、2月8日当日の救急車の要請は4件あったそうです。スコープによる、除雪の必要な箇所もあったそうですが、幸いにして無事に搬送できたということです。しかし、緊急車両が行けないために、最悪な状況になった場合、そんな方法があったら何故やってくれなかったと言われるのは、当然かと思えます。あくまで非常時であり、柔軟な対応が求められております。箇所を区切ってでも早期

な開通を目指すという観点で、慎重かつ早急に検討を行っていただければと思います。

次の、4番目の質問に移らさせていただきます。孤立想定と防災計画について町の認識を伺います。

近年、気候変動の影響といわれている大雨・豪雪・山林火災など、いわゆる「数十年に一度」と言われた災害が頻発しているところでもあります。

町の「地域防災計画」では、雪害対策計画にも触れられていますが、集落孤立を具体的に想定しているのか、孤立発生時の医療搬送や要支援者対応のマニュアルは整備されているのか、以上を含めて、今回の事案は想定内であったのか、あるいは想定を超える事態であったのか、町の認識を示していただきたいと思います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、脇田議員の「孤立想定と防災計画」についてのご質問にお答えします。

昨年の夏の平均気温は、気象庁が統計を開始して以来、最も高い値となりました。地球温暖化により、大気や海洋の状態が変化し、大雪や大雨などの異常気象が発生しやすくなると伺っております。

本町の地域防災計画では、積雪により交通路の途絶が長期にわたることが予想される集落を、孤立予想集落として7地区定めております。

また、異常降雪時は、交通輸送の路線確保に努めるとともに、孤立が発生した際には、積雪や融雪に配慮した避難先・避難路を確保し、要配慮者を含む町民の方々の安否確認を行うこととしております。

救急搬送につきましては、隠岐島消防署の所管となりますが、状況に応じて船舶やヘリコプターの活用も検討されております。

2月7日からの記録的な積雪につきましては、除雪対応に時間を要しましたものの、降雪日数が短く、また雪崩や道路損壊による長期的な途絶も生じなかったことから、想定内であったと考えております。

○4番（脇田 千代志）

はい、伺いました。

今回の豪雪は気象用語で「JPCZ」と呼ばれる、シベリア寒気団による線状降雪帯発生し、一夜にして局地的なドカ雪を招いたということで、近年の気候変動による海水温の上昇による水蒸気の発生も関わっていると言われております。

これは条件がそろえば、想定できない豪雪に見舞われる事例となり、数年に一度とは楽観

できない状況と思われるところであります。集落の孤立が毎年起こり得る現実的な町の課題として、危機感を持って今後も臨んでいただきたいと存じます。

最後のご質問に移らせていただきます。

今回の対応の反省点は何かありますでしょうか。そして今後、マンパワー不足への対応、除雪体制の見直し、防災計画の改訂など、どのような具体策を講じる考えでしょうか。住民の生命と安全を守る体制強化を強く求め、ご答弁をお願いいたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、脇田議員の「今回の反省と今後の改善策」についてのご質問にお答えします。

今回の除雪対応は、衆議院選挙の投票日と重なったため、優先する除雪路線が増え、限られた人員と機械の稼働が追いつかないという事態となりました。いかなる場合も安全な通行を確保することが使命であり、今後につきましても適切に対応してまいります。

今回の事例を参考に、深夜の待機体制や、緊急時の業者間の融通などを強化する一方で、地域住民の皆様にもご協力いただけるような持続可能な除雪体制の再構築を目指してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○4番（脇田 千代志）

はい、伺いました。全体を通して大変誠意に溢れる詳しいご答弁をいただきました。

再質問を1つだけ最後にさせていただきたいと思います。今ご答弁いただきました、今後の改善策の中にはなかったのですが、私が最も大事と思われることの1つとして「インフォメーション」でお知らせするということの重要性について、町長のお考えを改めて教えていただきたいと思います。

今回の豪雪に閉じ込められている中、一刻も早い除雪を祈りながら恐れと不安に包まれて過ごされた住民の皆様も大変多かったと思われまます。

町からの「防災無線」による適切なアナウンスがあれば良かったのではないのでしょうか。内容は、例えば、災害警戒本部を立ち上げ関係機関と連携しながら、まず幹道の除雪作業を行っていること、その後、集落道へと進む予定であること、できれば「開通の見通しを示すこと、それまでは消防車、救急車の出動もままならない場合があること、1車線先行除雪を行っているため不要不急の車での外出は控えていただくこと。火の元や健康状態に留意されること。声をかけ合って精神的な孤立を防ぐこと等など、分かりきったことであっても町長自らのアナウンスがあれば安心し、力強い心の支えになると思います。

本町の「地域防災計画」でも、住民への的確な情報伝達体制の整備として、広報活動の重

要性は明記されています。今回も放送があったかもしれませんが、私は聞くことができませんでしたし、放送の記録を確認しましたがも見つけることができなかつたので、お尋ねをしておきたいと思います。

今申しました、適時適切な町民の皆様へのお知らせの重要性について、どのような所感をお持ちなのかお聞かせを願いたいと思います。

○番外（町長 池田 高世偉）

再質問、町から状況報告「お知らせ」が重要ではないかというご質問、ご指摘でもありますが、議員仰せのとおり、私もやはり不安を持つ住民の方がおられるということに関しましては、この「お知らせ」は重要だという風に認識しておりますし、そのように思います。

現状で「お知らせ」もやっております。バスの話もあつたり、農道通れないとかいろんな、またバス開通しましたもありますが、議員がご指摘のとおり状況が、まだまだ報告、お知らせが少ないという風なご指摘だと思います。今後さらに計画を見直しといいますか、強化する意味でお知らせをも強化していきたいと思いますのでご理解をいただきたいと思います。

○4番（脇田 千代志）

冒頭申し上げましたように、今回の豪雪を教訓にして、次の災害の備えに最大限生かされるよう、ご指摘をさせていただいて私の質問を終わります。ご答弁ありがとうございました。

○議長（安部 大助）

ここで、議員各位にお願いいたしたいと思います。会議中、発言中、発言者並びに答弁の発言の妨げにならないよう、またため息等もですね、ぜひ控えていただきまして議場の秩序を維持していただきたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

以上で、脇田 千代志 議員の一般質問を終了いたします。

次に、2番：村上 一 議員

○2番（村上 一）

皆さんおはようございます。日本共産党の村上 一です。

今日は2点について質問いたします。

1点目、「国保税の引き下げについて」です。

日本共産党おき支部では昨年の2月から5月にかけて「町民アンケート」を実施し、122名から回答がありました。いずれも複数回答OKの質問ですが、「暮らしで困っていること」の回答で1番多かったのが「物価高騰」100名、2番目が「消費税増税」49名、3番目が「介護・医療費の負担増」32名、4番目が「国保税・介護保険料の負担増」で31名でした。

また「町政にのぞむこと」で1番多かったのが「医療体制の充実」58名、2番目が「買い物弱者対策」51名、3番目が「汽船、飛行機、バスなどの整備」48名、4番目が「国保税・介護保険料の軽減」で47名でした。

パネルを用意しましたのでご覧ください。パネルの「表1」をご覧ください。隠岐の島町の国民健康保険における所得階層別の令和7年度加入世帯数の表です。合計2,033世帯、国保税に加入している世帯があります。そのうち所得額50万円未満が1,162世帯と最も多く、200万円未満も含めると合計88%を占め、低所得者が多い状況です。

全国的に見ても、国民健康保険は、加入世帯主の4割が年金生活者などの無職、3割が非正規労働者で、低所得者が多く加入する医療保険です。平均保険料は4人世帯の場合、同じ年収のサラリーマンの健康保険料の2倍になります。

町長は、令和8年度施政方針の中で、「食品をはじめとした物価や、電気・ガスなどエネルギー価格の高騰により、日常生活の中で町民の皆様の負担が増すことが懸念されます。これらの物価高騰対策につきましては、国の施策も踏まえ、柔軟かつ迅速に対応してまいります」と述べていますが、国保税の現状と、町民の負担軽減への思いをどのように捉えていますか、所見をお聞かせください。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、村上 一議員の「町民の生活実態と『国保税の引き下げ』の要望への見解」についてのご質問にお答えします。

本町の国民健康保険被保険者でございますが、平均年齢60.7歳と、65歳以上の被保険者が6割を占めており、そのほとんどが年金生活者や自営業者で構成されております。また、所得が50万円未満の方が、約3割を占めているのが現状であります。

一方で、本町の昨年度の一人当たりの国民健康保険税は、医療分と後期高齢者支援分をあわせまして8万205円で、県内19市町村では13番目と、比較的低い水準であると認識しております。

一般的に、国民健康保険税は、所得に応じて課税される累進課税となっております。また、所得が少ない方の保険税には2割から7割の軽減措置が図られるなど、低く抑えられているものと認識しております。

しかしながら、被保険者の多くを占めております年金生活者の皆様にとりまして、昨今の物価高騰の中、国民健康保険税に係る負担が大きいことは十分に承知しておりますことから、引き続き負担軽減を図りながら、安定的な財政運営に取り組んでまいりますので、ご理解い

ただきますようお願いいたします。

○2番（村上 一）

今の町長の答弁をふまえて、2番目の質問に入ります。

令和6年の隠岐の島町の一人当たりの国保税、調定額は、先ほど町長の答弁にありましたように80,205円となっております。先ほどのパネルの「表2」を見てください。これは、令和2年から令和6年までどのように、保険税が変わっているかというのを表した表です。

先ほど町長は、県内でも低い状態にある13番目というような答弁をしておられましたけども、島根県内で隠岐の島町より国保税が低いのが、飯南町、浜田市、美郷町、吉賀町、邑南町、川本町、知夫村となっております。隠岐の島町は国保税を令和4年に引き下げっていますが、それから3年間は引き上げています。

国保税を引き下げるためには、基金を取り崩すか、一般財源から繰り入れをするしかありません。そこで、町長にお聞きします。

現在、隠岐の島町の国保税財政調整基金は令和6年度末で3億4,826万円あります、これを表したのが「表3」、一番下の表です。これを取り崩して国保税を引き下げるべきではありませんか、町長の所見をお聞かせください。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、村上 一議員の「『財政調整基金』の取り崩しで国保税を引き下げるべき」についてのご質問にお答えします。

本町の国民健康保険税率につきましては、県内保険料水準の統一の検討が進められていましたことから、従来より変更することなく据え置いておりました。しかしながら、県内保険料水準の統一が一向に進まないことから、令和4年度より、島根県が示す標準保険料率を参考に税率を改定することとしたところであります。

その結果、議員仰せのとおり、令和4年度には大幅に税率を引き下げることとなりました。しかしながら、令和6年度以降につきましては、一人当たりの医療費の増加により、大幅に引き上げられた標準保険料率が示されましたことから、財政調整基金を取り崩すことで、標準保険料率より低い税率を用いて改定を行ってきたところであります。

現在、島根県では、国が定めた「保険料水準統一加速化プラン」により、県内保険料水準の統一について検討をすすめているところです。数年後に予定されている県内保険料水準統一後は、財政調整基金を税率の引き下げに活用することができないこととなっております。このため、保険料統一まで、計画的に財政調整基金を取り崩しながら、税率の見直しを行っ

てまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○2番（村上 一）

今の答弁について再質問を行います。

先ほど町長は最後の方で、数年後に予定されている県内保険料水準統一ということで、島根県内が統一されるというような答弁をしておられました。数年後というのが、具体的に何年後になるのかということと、統一されることによってさらに引き上がるのではないかとという懸念があります。その数年後に統一される「国保税」というのが、今よりも上がるのか、下がるのかということは大変、町民にとっても不安なところだと思いますので、その予定が分かりましたら教えて欲しいということと、もう1つは、「財政調整基金」を取り崩しながら低い水準を隠岐の島町としても保っているということでしたので、そのことはぜひ、今後もやっていただきたいと思うんですけど。

そもそも、もしその県内統一の税になった時に、その基金というのが、ある程度このくらいは必要だっというものがありましたら、それも教えていただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○番外（町民課長 和田 美由貴）

そうしますと実務的な内容ですので、町民課の方から答弁させていただきます。

県内保険料率の統一が何時ごろになるかというご質問ですが、国が示しております「加速化プラン」によりますと、令和15年を目標に統一せよということであります。それに則りまして県の方でも統一に向けて議論を進めておりますが、県内で何時になるかというのは、来年度取り決めをされる予定ですので、ちょっとここでの答弁では控えさせていただきます。

次はですね、県内の保険料率の統一が、統一後引き上がるのではないかとというご質問ですけども、今のところですね、現在の隠岐の島町の保険料率よりも引き上がる予定ではあります。ただですね、隠岐の島町の医療費もかなり、一人当たりの医療費も上がっておりますことから、その幅はかなり狭まっているのかなという感じでおります。

続きまして、基金を投入すべきかということでしたかね。そこでありますけれども、基金は引き続き繰り入れさせていただき予定となっております。統一後に、基金がどれほど必要かということでありますけれども、統一後もですね、ある程度の基金が必要であると考えております。といいますのも税収が不足した場合、或いは独自の保険事業を展開する場合にですね、基金を投入したいと考えておりますので、その金額につきましては、今後精査していく考えでありますけれども、また、県内他町村とも議論を進めながら、どの程度の基金が必要か

というのは、今後考えさせていただきたいと思っております。以上です。

○2番（村上一）

はい。よろしくお願いたします。

では、大きな2番目の質問に入りたいと思います。「補聴器購入補助制度の導入」について質問します。

先ほど紹介した町民アンケートの「町政にのぞむこと」に対する回答で17名の方が「補聴器購入への助成」を要求していました。昨今、高齢者の予防的介護の重要性がしきりに言われるようになってきましたが、かなりの高齢者の方が難聴に悩んでいると思います。こうした方々は聴力低下により社会との関係が疎遠になりやすく、本人の持ち合わせている能力、機能が十分に発揮できないばかりでなく、生活の質の低下を招き、認知症のリスクも高めることが明らかとなっています。加齢に伴う難聴は人ごとではなく、私自身も避けて通れない道であり、皆さんの周りにも聞こえにくさに困っている方が多いのではないのでしょうか。

補聴器の有効性と補聴器購入助成制度を求める町民の声について、町長の所見をお聞かせください。

○番外（町長池田高世偉）

ただ今の、村上一議員の「補聴器の有効性と『補聴器購入助成制度』を求める町民の声」についてのご質問にお答えします。

まず、「補聴器の有効性」についてであります。議員仰せのとおり、聴力の低下によって日常生活に様々な影響が生じることから、補聴器を使用することによって生活の質の改善に結びつくものと認識しております。

次に、「補聴器購入助成制度」を求める町民の声についてであります。アンケートへの回答者122名の内、17名の方が要望されておられますことから、助成制度を望むご意見があることを認識いたしました。

○2番（村上一）

はい、今町長、回答していただきましたが認識いただいたということで、次の質問です。補聴器は安いものでも数万円から、上は数十万円、数百万円と高額な医療機器です。私の母も今、使っておりますけども、母はネット販売を介して、安物買いの銭失いじゃないですけど、非常に使い勝手が悪いという状況で使っております。

少ない年金から購入をためらう高齢者も多いと聞きます。また最近では高齢者だけでなく、若い方も聞こえにくくなっている人が増えていると感じています。全国の自治体で、「補聴器

購入補助制度」の導入が進んできていますが、島根県でも現在 10 市町で制度が導入されています。65 歳以上の年齢制限を設けて導入しているのが、浜田市、益田市、安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、吉賀町で 18 歳以上として、若年層も含めて導入しているのが出雲市と津和野町です。助成額も 2 万円から 2 万 5,000 円となっています。

全国では、2 万円から進んでいるところは 10 万円の助成額となっています。当然、専門医の診断が欠かせません。そこで、隠岐の島町でも、「補聴器購入助成制度」の導入をすべきと考えますが、町長の所見をお聞かせください。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、村上 一議員の『補聴器購入助成制度』を導入すべき』についてのご質問にお答えします。

本町におきましては、「身体障害者手帳」の交付基準に該当する高度・重度難聴者を対象として、「身体障害者福祉法」による助成を実施しているところであります。

また、「身体障害者手帳」の交付対象とならない、軽度・中等度難聴者につきましては、18 歳未満の児童について、医師が補聴器の装用の必要があると認める場合には、県の補助事業を活用し実施しているところであります。

議員仰せの、現在、助成対象となっていない 18 歳以上の軽度・中等度難聴者に対する助成につきましては、その必要性は理解できるものの、国及び県の助成制度を活用して行っていく方針でありますことから、現時点におきましては本町独自で実施することは考えておりませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○2番（村上 一）

今の町長の答弁について、再質問を行います。

町民の要望とかは理解していますけども、現時点においては、実施することは考えていないという答弁でした。私が先ほど報告しました 122 名のアンケートのうち、17 名の方が求めているということを言いましたけども、このことは、隠岐の島町の人口が 1 万 2,000 人ぐらいたとすると、このアンケートの結果は 100 分の 1 の方の回答ということになりますので、17 名に 100 をかけると 1,700 名の町民の方が要求しているという風に、単純計算ですけども考えることができます。

ですから、ぜひ現時点では考えていないかも知れませんが、今年度の予算、来年度の予算は、この議会で決定されますので直ぐには無理かもしれませんが、前向きに検討していただきたいと思います。

特に島根県内の10市町が導入したということ为先ほど言いましたけども、一番最初に導入したのは益田市で令和4年です。2番目に導入したのが吉賀町と安来市で令和6年、そして、あとの7市町は去年、令和7年度に導入しています。ということは、県内でも半分以上の自治体がもう導入を始めているということですので、先ほど町長は身体障がい者に対する助成とか、国の助成があるという風に答弁されましたけども、他の自治体もそれはした上で制度を設けているという状況ですので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思いますので、町長の再答弁を求めます。

○番外（町長 池田 高世偉）

再質問、導入について前向きに検討すべきじゃないかという質問というより、ご指摘だと思いますが、正直言いまして、今回の難聴者、軽度、中等度難聴者この方々についてもう少し調査、本当にその方が表現が悪いですけど、その対象者というの、自分まだ質問があった時点できちんと把握しておりませんで、まずはそういったところから進めて、検討を進めていきたいという風に考えております。

○2番（村上 一）

はい。ぜひよろしくお願ひします。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（安部 大助）

以上で、村上 一 議員の一般質問を終わります。

ただ今から、10時55分まで休憩といたします。

（ 本会議休憩宣告 10時40分 ）

○議長（安部 大助）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 10時55分 ）

引続き、一般質問を行います。

次に、5番：山田 浩太 議員

○5番（山田 浩太）

参政党 山田浩太です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

質問に先立ちまして、今この瞬間も緊迫した情勢が続く、イランをはじめとする中東情勢について一言触れさせていただきます。

現在、遠く離れた地で戦火が広がり多くの尊い命が失われている現実、私は深い悲しみ

と強い憤りを感じております。これは決して、海の向こうの他人事ではないと感じております。エネルギー供給の不安定化や物価の高騰、そして国際秩序が揺らぐ中で国境に接するこの隠岐の島町にとっても、平和がいかに脆く、そして尊いものであるかを痛感させられる事態であります。

我が国には昔から「和を以て貴しと成す」という言葉がありますが、まずは暴力による現状変更が許されない社会、子どもたちが安心して眠れる日常を私たちは守り抜かなければなりません。こうした不透明な時代であるからこそ、私たちは足もとの暮らしをしっかりと固め、次世代に誇れるふるさとを繋いでいく責務があります。

その決意を胸に、今回の質問に臨ませていただきます。

本日、3つの質問をさせていただきます。

「令和8年度 隠岐の島町施策方針」に対するものになりますが、まず1つ目「隠岐びとを育む教育」についてであります。

町長が重ねて発信してこられた「島を愛し、自ら未来を拓く“隠岐びと”を育てる」教育について伺います。

私自身も郷土愛を育むことが、島の持続可能性に直結すると考え、町長の方針には強く賛同するものであります。しかし、戦後から現在に至るまでの約80年間で、こうした「地元愛」が薄れてしまった背景には、これまでの教育の在り方が大きな要因の一つであると考えております。

そこでお伺いたします。池田町長ご自身は、ご自身を「隠岐びと」とであると定義をされますでしょうか。また、そうであるならば、ご自身の幼少期のどのような教育や体験が、現在の「隠岐愛」の礎となったのか、そして町民憲章にも掲げられている「隠岐びとの心」を育むために、今、私たち住民に何を求めるのか、町長の考えをお聞かせください。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、山田議員の『「隠岐びとの心」を育むため町民に求めるもの』についてのご質問にお答えします。

議員ご承知のとおり、本町の町民憲章の前文に掲げる「隠岐びとの心」とは、先人から受け継いだ隠岐の美しい自然環境や歴史・伝統文化のすばらしさに感謝をし「隠岐を誇りに思う心」、「大切に思う心」、「人を思いやる心」、そして「島に住んで幸せを感じる心」を、未来に引き継いでいく心意気を表したものであります。その意味では、私自身も「隠岐びと」であり、隠岐を愛する心を持つ者の一人であると自負しております。

これは、幼少期の体験や教育というよりも、これまで両親を含め私が関わったすべての方々から故郷を愛する思いを感じ取り、知らず知らずのうちに身についたのではないかと考えております。

私の体験から考えればこそ、「島を愛し、自ら未来を拓く“隠岐びと”を育てる」ためには、学校、家庭、そして地域が一体となり、「隠岐を愛する心」の育みや、次の世代に伝える取り組みをしなければならないと考えております。

私は、安全に安心して暮らせるまちづくりに、町民の皆様と共に取り組んでまいりたいと考えております。その中で、町民の皆様に何かを求めるのではなく、子どもとの協働のまちづくりをとおして、「生まれて良かった」、そして「住んで良かった」と感じていただけることが、同時に「隠岐を愛する心」、そして「隠岐びと」を育むことにつながっていくと考えております。

常に誠実さをもって、多くの「良かった」が響くよう町政運営に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

〇5番（山田浩太）

はい、町長が「隠岐びと」であるということをお聞きすることができて良かったと思っております。いくつか再質問をさせていただきます。

まず私が、今回この質問を選ばせていただいたのは、施政方針の中に、冒頭の方で、「この最重要課題、人口減少の解決の方法である」と、「隠岐びと」を育てることがと、そのように記されていたからということがあります。

先ほどのご答弁の中でも、町長ご自身、知らず知らずのうちに、ご両親を含めて町長ご自身が関わられた人たちからの影響を受け「隠岐を愛する心」が育まれていったとおっしゃいました。まさにその通りだなという風に思っております。しかし一方で、現在、家庭では「共働き」が非常に増えている、地域においても町長が幼い頃、数十年前と比べますと、地域との繋がりも当然ながら希薄になってきている状況があるかと思っております。

時代が変わることにより、知らず知らずのうちに、自然発生的に芽生えた「隠岐を愛する」「地元を愛する」「地域を愛する」心というものは時代の流れとともに、なかなか育みにくい環境にあることは、間違いないのではないかと考えています。そういった中にありまして、行政として、こういった自然に育つ環境が崩れている中であって、子どもたちが「隠岐はなんて素晴らしいところで、ここで生まれたことがなんて幸せなことなんだろう」と、誇りが持てるよう、しっかりと「教育の仕組み」が必要ではないでしょうか。

町長が人口減少をすごく問題だと深刻に捉え、「隠岐びと」の心を育むことが非常に重要だと捉える中で、さらにもう一つ踏み込んだ、「隠岐びと」を育むための教育の方法、やり方、考え方、こういった点をもう一度お伺いしたいです。

○番外（町長 池田 高世偉）

さらに、「隠岐びとを育む教育」についての考え方をという再質問ですが、やはり現実的には、議員仰せのとおり、各地域でのそういった場所、機会少なくなってきたとは感じてます。また、1つは社会問題として「共働き」というより、1つの自分の体験では、地域の方々が声を掛け、また、やんちゃでしたから、たくさん地域の人に叱られながら、その地域を好きになるということもあったように思ってます。

その中において議員の質問である、こういった「教育」でということではありますが、やはり学校も地域も、もう少し子どもたちが人との関わりを持つ、人が集まれるにぎわいの場所を作ることも一つだと思っています。各地区の自治会あるいは、地区の様子を見ますと、以前あった「子供会」が無くなったというような地区がたくさんになってきてます。やはりそういった小さい組織を、また各地区に取り戻すことも、「人を育てる」、「隠岐びと」を育てる一つになりはしないかと個人的には考えております。

また、今後の教育につきましては「隠岐びと育てる環境づくり」、教育長とまた関係の方々としっかり協議しながら、人との関わりを増やすように努力したいと思ってます。

○5番（山田 浩太）

そうですね。人との関わりを持つ、私も非常に重要なことだと思います。私自身、移住者の身でありますから、生まれ育った環境は福岡ですが、人との関わり合い、地域の関わり合い、隣の家の人でさえ顔もよく知らないそういった環境で生まれ育った人間だったからこそ、隠岐に住んでその重要性を痛感しております。そんな中でですが、今町長の言葉の中で、人との関わりを持つためにいろんな会議に参加するであるとか、積極的に人と関わりを持つ機会を持つべきだという風に捉えております。

最初のご答弁の中でですね、私の質問の中では、この「隠岐びとを育む」ために、町民に求めるものは何ですかという質問させていただいた中で、町長は、「町民の皆さんに対して何かを求めるわけじゃない」というご答弁がありました。

しかし、今先ほどのお話を伺っていくと、やはり積極的に一人ひとりが地域と関わりを持つ、他人事とせず地域の問題を自分ごとにするという意識を持つこと、これが大事であるという風に考えております。

こういったことをしっかりと、「求めはしないと」おっしゃいましたけれども、しっかりと町民に求めていくことも必要でないかという風に私考えますが、この点について如何でしょうか。

○番外（町長 池田 高世偉）

住民の皆様は、やはり「行政として求めていく」ものがあるといいんじゃないかというご質問、ご指摘ですが、「求める」というような思いは今もありません。こういったものは、やっぱり地域の中でコミュニケーションをとる中で、コミュニティーですよ。自然発生していかないと、行政が住民の皆様はそういったことを求めるという考えは全くなくて、先ほど良い言い方したのかも知れませんが、そんな奇麗事でもないのかも知れませんが、「協働」という言葉を使ったのですが、やはり地域からそういった声が出て、一例で言いましたように、「子どもがおらんけんじゃなくて1人、2人であっても、やっぱり組織として生かしていくことも、地域の皆様が一体になる方法だ」という風に個人的には考えていますので、そういった組織づくりとかをしていきたい気持ちはあるのですが、住民の皆様には、これをまた議員がおっしゃった思いも含めてひとつのきっかけとして、地域に帰って、みんなとの関わりが強まることを、「求める」のじゃなくて期待しているという風に考えておりますので、ご理解をお願いします。

○5番（山田 浩太）

再質問いたしませんけれども、非常に分かります。

自然発生をすべきであると、本来はそうであると、私もそのように思っております。ただ私が申し上げたいのは「求める」とか、「強制的」ということではなくて、「呼び掛け」していく。今、時代も変わり、そういう状況にあると。日本でもそうですし、この町が、この島がそういう状況にあるということを、ぜひ町長にリーダーシップを持ってですね、我々町民に訴えかけていただきたい。ぜひ「求めて」いただきたい。こういうことが必要だとそういった思い、本音の部分をおそらく町民の皆さんも求められております。そういった「強い発信メッセージ」をいただきたいとそういう風に願っております。

では次の質問に移ります。こちら施政方針の中からですが、「快適な住環境の整備について」という項目がございます。この中から質問をさせていただきます。

施政方針の中では、この快適な住環境の整備という項目の中で、西郷港周辺の「エントランスエリア」と、それからこの役場周辺の「セントラルエリア」と、この2つの機能強化が重点的に示されています。「海とまちをつなぐ」「世代をつなぐ」「公と民をつなぐ」という3

つのプログラム、非常に言葉としても、思いとしても共感をするところであります。

しかし、はたしてこの2つのエリアの強化が、島に住む全住民の快適な住環境に直結するかというところに対して、私は疑問を持っています。本来“まちづくり”の主役は住民であるはずですが、現在の計画に民意はどの程度反映されているのでしょうか。そこでお伺いいたします。

町長は、具体的に「誰にとっての快適な住環境を整備しよう」とお考えなのか、そしてそのターゲット、対象者、それから周辺の住民を含めた現場の声をどう吸い上げていらっしゃるのか、見解を伺います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、山田議員の『誰』にとっての快適な住環境を整備するのか』についてのご質問にお答えします。

まず、「2つのエリアの強化が全住民の快適な住環境に直結するのか」についてありますが、本町では、令和4年に策定した立地適正化計画に基づき、「コンパクト・プラス・ネットワーク」による持続可能なまちづくりを推進しております。

エントランスエリア及びセントラルエリアの機能強化は、本町全体の都市活動を支える「心肺機能」を高める取り組みであります。両エリアの都市機能が集約・強化され、交通ネットワークを通じて「人・モノ・情報」が全域に行き渡ることにより、生活の利便性の向上や防災力の強化などの効果が広く波及し、まち全体としての快適な住環境の形成につながるものと考えております。

次に、「誰にとっての快適な住環境の整備なのか」、また「住民の声をどのように吸い上げているのか」についてであります。本事業の主役は、現在この町で暮らす町民の皆様、そして未来を担う子どもたちであります。

西郷港周辺まちづくりは、8年前から住民参加型のまちづくりとして取り組んでまいりました。このまちづくりにおきましては、計画策定からエリアデザインの決定、そして現在に至るまで、まちづくり談義やワークショップ、公開展示、公開ヒアリングなどの機会を通じて、多様なご意見を反映してまいりました。

地権者や利用者、さらに未来の担い手である子どもたちなど、立場の異なる方々の声を丁寧を受け止め、開かれた場において、誰もが参加しやすい形でご意見を伺いながら、合意形成に取り組んでおります。

あわせて、ニュースレターや広報、SNS、シンポジウムなどを通じて情報発信を行い、

まちづくりの進捗や検討内容を共有することで、透明性の確保にも努めております。

今後も、町民の皆様と共に、西郷港周辺が暮らしの利便性や交流の場として実感できる、魅力ある大切な場所となるよう取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○5番（山田浩太）

まず私がちょっと疑問に思ったのは、この施政方針では9番に「快適な住環境の整備」という項目がありまして、この中に、快適な住環境の整備と、現在も進んでこのまちづくりというのが直結しないっていうのが、一番率直な疑問なんです。

便利にはなると思います。おそらく、にぎわいも生まれることだと思います。そういったイメージは湧きます。ただ、住環境が快適になるかという、なかなかその部分が私の中でイメージがつかないところがあるんですね。また心肺機能を高めると、町全体の都市活動を支えるこの機能を活用、活動を支える、心肺機能が上がるという表現ございましたけれども、例えるなら、毛細血管のように、島の隠岐の島町という町全土で考えた時に、果たして島全土、全域にこれが行き届く計画にしっかりとっているのか。それが伝わっているのかです。

私が聞くところによるとですね、郡部の皆さんにはなかなかこの再開発の話が話題となるところを聞いたことがありません。やはり一部の人たちだけのものになってしまっていないかというところ非常に懸念しています。

再質問として1点させていただきますが、「まちづくり談義」「ワークショップ」それから「シンポジウム」様々いろんな活動で皆様にご周知をされていることは私も承知しております。一方で、そういった場に熱心な方は積極的に参加をされると思いますが、声を上げられない、あるいは上げ方が分からないとか、上げ方を知らないとか、そういった方々も一定数いらっしゃると思うんです。いわゆる、声なき声というような方々の意見をどういう風に拾い上げていかれているのか、もしくは拾い上げていこうとされているのか。主役であるこの町で暮らす全町民の皆さん、それから未来の子どもたちという風におっしゃっていますので、この点についてもぜひお考えをお聞かせください。

○番外（町長 池田高世偉）

施政方針における住環境の部分に“まちづくり”が入っていること、また、最終的な質問は、「声なき声の人たち」の声をどう拾っていくかということだと思いますが、まず「住環境」の中にこの“まちづくり”を入れたことは、実際、正直言いまして、自分も悩みながら重点プロジェクトとして実施している西郷港周辺をどうしても施政方針に挙げたいという部分で、

1 つには住環境の整備にも繋がるものとして、「住環境」の中に入れさせていただいたというのが本当のところでは。

エントランスとセントラル、そして郡部。議員がおっしゃったように、心肺機能を高める中で血管として、各郡部という言い方どうなんですか、行き渡るようにするという目標をきちんと持っております。ただ、事業というものは、直ぐに全体ができるものじゃないので、まず心肺機能の一番の頭である「西郷港エントランス」を整備して、にぎわいを取り戻すことから血流が流れという形にしたいということで、各地区でも「説明会」はやっておるんですけども、他の地区だというような部分での興味をいう部分もあることは、その部分があるとは思っていますが、まずは心肺機能の一番のところをしっかりとやって行きたいと。もう既にここまで8年掛かっておりますので、皆様のご意見を伺いながら、その中で「声なき声」をどう取り扱っていく、これ一番難しいんですよ。賛成の方のほうがこないというのが現状では多いわけですし、ただ、だからといって反対の人の声を「聞かない」じゃなくて、いろんな形でまずは。ちょっと離れますけど、議会の皆様から「なんでもっと情報を流さんや」というようなご指摘の中で、今のニューズペーパーや、職員が作って詳細に示すようなことも努力してますし、今後もその会に出られない方については、こういった形でお知らせする以外にはなかなか方法はないと思っています。

また周辺地域の方々に対しましては、各町内会において、いつでも「住民の説明会」開きますのでおっしゃってください。また先般は、お願いもさせていただいてます。声があれば出掛けるといふ風なことは、計画を持っておりますのでその点をご理解いただきたいと思います。

○5番（山田浩太）

町長が、すごく悩まれているというお言葉が聞いてよかったです。

町長の思い、「本当にやりたい」、「目指されてる未来」が、私もおそらくまだ見えてないんだろうなと感じました。おそらく、町民の中にもいらっしゃると思います。こういった未来を描かれて、いろんな苦悩であったりとか、失うものではないですけども、そういったものを理解しながら前に進もうとされているところ、これ最初の質問にも通じますけれども、自然発生的にいけばいいんですが、なかなかそうはいかないと、やっぱりこれはコミュニケーションであったりとか、発信もそうですけれども、聞くこともそうですし、こういった人と人との関係性だったり、コミュニケーションであったり、そういったところから一つずつやっていくものが大事なんじゃないかなという風に、私も個人的に非常に思うような答弁で

ありました。

引き続き、我々議員も、この“まちづくり”に関していろんな意見をいただきますし、町長も執行部の皆さんも、ぜひこれに対してはですね、しっかりと伝えながら、「なぜこの事業をやるのか」ということをしっかりと伝えていただきたいという風に思っております。

では3つ目の質問に、移ります。

「島内流通の活性化」についてです。地産地消を推進して、島内の経済を活性化させるという方針に私も強く賛同いたします。ただ現実を見ると、島外資本の大手企業の進出によって、地元の小売店、飲食店、観光業と様々ありますが、そういった、地元のお店たちの経営が追い込まれていると、追い込まれていくし、これからも追い込まれていくであろうと、そういった懸念を持っています。

また本町としても、普及を進めている「キャッシュレス決済」に関しましても、我々この一消費者に立てば、非常に便利なものですが、一方で事業者にとっては数パーセントの決済手数料というのが、非常に重たい負担になっています。約3%から5%がと売り上げの中から、この決済手数料というものが重い負担となっています。

これら施策をですね、点で見えていきますと、島内流通の活性化とは逆行しているように見えてしまっているというところがあります。こうした矛盾とも呼べる点をどのように解消し、今現状ではただでさえ物価高騰等に苦しむ地元の事業者を、どのように守っていくおつもりなのか、町長の考えをお伺いいたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、山田議員の「地元企業を守るための具体的な島内流通の考え」についてのご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、現在、本町には島外資本企業の出店が進んでおり、一部の地元小売店は、労働者不足や最低賃金の上昇も重なり、経営が厳しい状況であることは承知しております。

また、長引く物価高騰は、以前から懸念されている大手通販ショップへの消費の流出をさらに加速させる要因となっております。こうした状況を踏まえ、隠岐の島町商工会から、地元小売店の事業継続に向け、キャッシュレス決済導入や消費喚起に対する支援の要望を受けたところでもあります。

このため本町といたしましては、従来のプレミアム商品券事業を定額付与と利用還元付与の二段階に分けてデジタル給付することで、キャッシュレス化の推進を図るとともに、地元

小売店での購入を促進するものであります。

さらに、地元企業、団体と連携し、地域内で生産・販売・消費が循環する仕組みの強化に取り組んでまいります。農業分野では、新規生産者の確保と販売体制の整備により地元製品の供給拡大を進め、水産業では、地産地消の促進や学校給食等における魚食普及活動を通じて、沿岸自営漁業者の所得安定と担い手確保につなげてまいります。

あわせまして、事業承継の支援などを行うことにより、持続可能な地域経済の構築を進めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○5番（山田浩太）

「プレミアム商品券」と「キャッシュレス決済」の導入という点を挙げられましたけれども、「プレミアム商品券」も一時的な、カンフル剤的な役割でいうと非常に効果があるという風には考えていますが、一方で、どうしても一時的なものであるなというように思っております。また「キャッシュレス決済」につきましても、先ほど述べましたとおり事業者の立場に立てば、これは売り上げとして直結するものではないんですね。消費者の立場に立ちましても、便利にはなりますけれども、だからといって購買意欲が上がるかということこれはちょっと疑問があります。そういった現実がある中で、私が今日お聞きしたいのは、この具体的な、何かこう島内流通を活性化させるために具体的な案をぜひ町長にお示しいただきたいという風に考えてるんですけど、何か1つでも具体例、案としてお示しいただけるものはないでしょうか。

○番外（町長池田高世偉）

島内流通に対する具体策ということでございました。答弁でも答えておりますように、魚食普及とか給食等の。当然今もやっておりますけども、さらに拡大したいと思っております。

ただ、今後の具体的に何を、これをこうしてという部分について、今まだ自分の中にありませんが、担当課と一緒に「水産業振興計画」もできておりますし、具体策をきちんとお示しするように、今しばらくお待ちいただきたい思います。

○5番（山田浩太）

事業者の皆さんは今非常に不安に思われています。私も商売をやっている身ですし、非常に分かります。特に、小売店であったり、飲食店の方々が、本当にこの物価高の影響と、さらに中東情勢の影響も含め、あまり時間がないと感じています。今、町長、「お待ちください」というお話があったように、もちろん待っております。やっぱり時間がないなという風に、おそらく皆さん感じていらっしゃるものだと思います。そんなに悠長に、待っている時

間がないという状況も現実としてあります。

今年もおそらく、この大きな島外資本という表現が正しいか分かりませんが、島外の企業がいろいろ来られてくると思います。この“まちづくり”が港の開発が進むにあたってですね、そういったところにもきつと、おそらく島外から企業が参入してくる可能性もあるという風に考える中で、地元の事業者さんたちは大きな不安の中で、日々、良心的な価格で、飲食店であっても宿泊業であっても経営をされているという風を感じている点がありますので、町民と一体となって“未来”を見せるために、一日でも早く具体的な案を町長にぜひ示していただきたいなと思って、私からの質問は終わります。

○議長（安部大助）

以上で、山田 浩太 議員の一般質問を終わります。

次に、1番：松山 貢 議員

○1番（松山貢）

松山です。どうぞよろしくお願いいたします。

先月22日「竹島の日」、その時に私思いが至ったんですけれども、竹島操業された方々、今、二世代目の方々が次々と亡くなっていらっしゃる。こういった島の状況です。町長の思いも、静かにそしてすごく重たい雰囲気でも語られており、町長自身が抱いてらっしゃる^{じくじ}忸怩たる思いが非常に伝わってきてですね。先立たれた方々の、そういった思いを抱えながら、この問題を解決していこうという姿勢が感じられました。

その中で、当然、日本、島の社会としてはですね、高齢化ということも免れない。そして一方では若者が減っていくという、そういった反比例の現実があります。その中で、日々私も感じておりましたことで、かつ、議員一年目の最後の質問として、ぜひ触れておきたかった、人生と命に関わるような、そういったテーマのことで。

このテーマについてはですね、この世に生を受けて、そして旅立つという人としての不変の摂理、人生、命の関わりであります。

私のような若輩がですね、こういったことに触れること自身が非常におこがましいと思いつつながら、このことについては触れておきたいというような思いで、この場に立っております。

質問は3項目ありまして、本町、「保健福祉計画」に関わる ACP に関わる人生会議の現在地と展開についてであります。

3つありまして、そのうち1つ目、「総合保健福祉計画に係る ACP 等の今後の取り組みについて」、2つ目「ACP×ART としての施策について」、3つ目「町オリジナルのエンディングノ

ートの立案について」であります。

最初の質問です。「総合保健福祉計画」に係る ACP 等の今後の計画についてです。

現在、平成 28 年 4 月策定の「隠岐の島町総合保健福祉計画」に於いて、この計画では町民一人ひとりが健康を維持しながら、住み慣れた地域の一員としてのつながりを持ち、共に支えあい、個人の尊厳を尊重したその人らしい生活を送ることができる地域社会の実現に向け、本町の「保健福祉計画」を総合的、効果的、効率的に推進するため、本計画を策定し総合的な保健福祉サービスの提供をはじめ、安心して暮らせる環境づくりや町民が福祉活動や地域福祉のまちづくりに積極的に参加する体制の整備に取り組むという主旨が謳われております。

さらに、令和 8 年度に向け、「第 2 期」の策定がされつつあります。様々な取り組みが、シビアな情勢の中で綿密に計画され、実施段階、現場においては更なる高い専門性とひたむきな努力が必要となる、厳しくもかつ重要な取り組みであると敬意を表する次第であります。

そして今日の一般質問の、本町「保健福祉計画」に係るこの質問ですが、本町「総合保健福祉政策」によりますと、これらの分野、ACP の関連はあまり強く触れられていないようです。第 2 計画案の 15 ページの基本方針に「高齢者福祉の充実」、高齢者福祉計画の (1) 地域ケアシステムの構築内の②在宅医療介護連携推進の中と、また 33 ページで触れているような状況です。つまり 2 か所で触れられている程度です。

しかし実際の行政活動としては、「保健福祉課」により熱心に活動され、町民への貢献を直向きになさっておられます。さらに、行政、医療、介護、有志による活動へと展開もなっております。これは、余裕のある中での活動ではなく、厳しい情勢の中でも町民の人生、人の命に向き合いながら、その尊厳のために、またご親族のために働いておられるわけです。その働きは、残されたご遺族からの感謝の手紙により報われ、精神的、身体的疲弊から解消され、これからまた取り組んでいく気持ちへと、何とか気持ちを立て直しながら取り組まれているという状況であります。

質問としまして、町内においては、これからさらにこのような ACP 等の取り組みが重要さを増し、この分野の存在の認知と活動促進が求められると考えます。そして 5 年後、10 年後は、現状の体制では限界を超え、行政、社会システム、住民意識の改編を要すると思いますが、町長の見解、どのような政策が考えられるかお伺いいたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、松山議員の「総合保健福祉計画に係る ACP 等の今後の取り組み」についてのご質問にお答えします。

まず、「ACP（アドヴァンス・ケア・プランニング）・人生会議」についての認識についてお答えします。

人生会議とは、自分が希望する医療やケアを受けるために、大切にしていることや望んでいること、どこで、どのような医療・ケアを受けたいかを自分自身で前もって考え、周囲の信頼する人たちと話し合い、共有するための取り組みであると認識しております。

次に、「今後どのような施策が考えられるか」についてであります。町民一人ひとりが、それぞれの人生を歩み、本町で暮らし、生き、そして命を終えるにあたりまして、希望に沿った対応が図られることが、大変大切であると認識しております。

このため、町政の基本方針である「住んでよかった」と思っただけのよう、医療・介護等の施策の現場におきましてACPに関する取り組みを進めてまいりますので、ご理解いただけますようお願いいたします。

〇1番（松山 貢）

「ACP」などという聞きなれない単語ですけれども、天寿を全うされる方々の一番最前線の中で、社会との関わり最後の設定になるような、そういったことかと思えます。

人それぞれご本人の人生、その人生が実現できるかどうか。そしてその人生、幸せ、生活の理想について現実的に向き合うそういったきっかけになる、そういった活動だと思えます。

島内においては、医療、介護に関わる方々のマンパワー、設備、施設、減少傾向にあるという風な理解になると思えます。そして、一方で介護、福祉、人員確保、サービスを提供する側の方々も減少方向にあると、こういった現状抱えています。そして反比例してサービスを受けたい方々は増えていく傾向になります。これが日本全体、世界もそうですが、さらに、島内においては切実なる現実がますます高まっていくといった状況だと思えます。

このことがですね、ある関係者によれば、隠岐自身は日本における情勢の、何年後かの縮図であるという風な分析をされてるようです。それは人口動態、医療・介護の世界、その状態で高齢者、若手が少なくなるというような状況ですよね。そして、特殊条件として離島であるという、その地政学な条件があるわけですけれども、仮にこれが離島でなくて本土で繋がっているところであれば、おそらくとっくに医療体制として縮小傾向になっているという風な分析が出てます。この取り組み自身がそういった中で、この島の中で、自分の人生を考えるタイミングは、何回かはあるだろうと、各個人の自覚、自分のことはどうなのかというきっかけ、覚悟を促す、そういったことができるんじゃないかという発想があるようです。

イベント等続けることによって、このきっかけを生み出すことに期待されながら取り組

んでらっしゃるという現実です。

この取り組み自身は、さらに重要性を増すということを再認識しながら、具体的に施策に対し強く取り組みが必要である姿勢が必要かと思えます。その強度の問題ではないにしても、今現状では不足になっていくんだらうという、そういった前提のもとに、さらに、お考えをお伺いしたいと思えます。

○番外（町長 池田 高世偉）

はい、今後その現場維持、確保をどのように行っていくかということですが、今あるこういった医療というより、介護の現場について、指定管理の施設であるならば指定管理料等の見直し等によって、どうしても無くさないよう維持をしていく心づもりです。

具体的にもう少しとするならば、もう少し医療介護の現場で寄り添いながら、行政のできることしっかりやっていきたい。その中での今言った具体策は一例ではありますが、指定管理料等の見直しも含めて、維持を重点にやっていきたいという風に思ってます。

○1番（松山 貢）

今町長の答弁の中にですね、具体的な施設の今後の展開についての、サポートについての考えをお聞きいたしました。非常に安心される方もいらっしゃると思うし、我々もお考え自身を確認できて非常に良かったと思えます。

この活動の関係について、次の質問に移っていききたいと思います。

ACP×ART としての施策についてです。

先ほど述べました ACP の取り組みとしての行政、医療、介護、有志による活動で、ACP への町民のイメージ、思考へのつながりが実際に生まれている現場があります。布施公民館を会場として行われ高齢者を中心に参加された ACP イベントです。

ダンス舞踊、写真撮影、絵画等のアート、芸術と熱心な行政担当、医療関係者のプロボノを組み合わせ総合的 ACP の入り口への導入を実現されています。

これは、少し抵抗感のある ACP への考えを芸術、アートをイベントで体験し心理・物理療法的なセラピー効果も生まれ、感動という心の動きとともに、より自然に人生観、死生観に思いが至り見つめるきっかけが生まれていると考えられます。

そしていざという時のために、今自分の思いを書き残しておこうという気持ちが促され、それが自分の人生会議の始まりとなり、「エンディングノート」へペンが向かうこととなります。この様なイベントだけが ACP 促進の唯一の道筋ではないことは言うまでもありませんが、一つの導きの事例として特に高い効果が期待出来ます。

「プロボノ」について少し触れておきます。よくボランティアっていう言葉、世界中で使われ活動なさってる、社会を支えられてるひとつのインフラとっていいような活動だと思います。プロボノも似ている活動であるんですけども、ボランティアとの違いは、専門性を持っていらっしゃる方々がボランティア精神で、それぞれ活動に望まれるという、そういった大きな差がありますね。で、今、私がお話したのは、この「プロボノ」にといえる方々が実際に隠岐の島町内において、こういった活動に参加されてると。より特殊な専門性を持たれる方々が、その職域を超えて、町民として、ある意味、大事な非常にシビアな部分を支えてらっしゃるといった世界が、実際に起きていると、なさってるということです。

それを前提としまして、ACP×ARTとして、行政、医療、芸術の織りなす成果の一つとなり、評価できますが、施策としてどのような対応、反映ができるかをお伺いいたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、松山議員の「ACP（アドヴァンス・ケア・プランニング）とART（アート）としての施策」についてのご質問にお答えします。

議員仰せのイベントにつきましては、昨年8月に布施公民館において17名の参加者と隠岐病院・施設関係者などで行われたものと承知いたしております。また、当イベントの運営及びコーディネートにつきましては、医師・看護師、写真家など、プロフェッショナルの方々が担うことで、参加者の皆様にとりまして、大変貴重な機会となったものとも承知しております。

この事例に限らず、ACPの内容には様々な形態があるものと考えられます。本町といたしましては、人生会議を支援するにあたり、支援に携わる人材や資源について情報収集を図るとともに、町民の皆様に対し周知を進め理解が促進されますよう取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○1番（松山 貢）

答弁後半の表現の確認だけしておきたいと思います。

本町「保健福祉課」の施策によりまして、現在も取り組まれているACP関連の行政活動、関係者の活動自身等の支援自体も、さらに取り組みを、展開を図っていくというお考えであると、そういう理解をしてもよろしいでしょうか。

○番外（住民福祉担当課長 広江 和彦）

それでは私、担当課長よりご説明させていただきます。

人生会議の推進に当たりましての支援につきましては、もちろんご本人様にかかる物も含

め、その実務に携わっている現在の医療、介護等の支援の人材の方に対してもですね、もちろん対応していくものと考えております。以上です。

○1番（ 松 山 貢 ）

担当課長からの現場からの話をお聞きできまして、さらなる安心が得られると思います。これらの活動の背景ですが、ACPの取り組みの背景としまして、現場での切迫した現実との中で考え抜かれてきた取り組みです。先ほど言いましたように、自分の人生を考えるタイミングは1人何回かはあるだろうと。各個人の自覚、自分のことはどうなのかと考え始め、きっかけ、覚悟が生み出せばとの切実な思いがあったということです。

そして、マンパワーと体制の現実と、サービスを必要とされる人々の反比例、天寿をまっとうするこの場面において、何をすべきか、何ができるかが最終的な問題になろうかという風に思います。このことはやはり、関わる人々、組織への具体的なサポート、支援が最も有効かと考えます。

そのことを前提としまして、さらなるこの分野の取り組みを、具体的に取組まれることが可能かどうかをお伺いしたいと思います。

○番外（ 住民福祉担当課長 広 江 和 彦 ）

それでは、具体的な取り組みの点についてのご質問でありますので、私よりお答えさせていただきます。議員のご質問にもありましたとおり、ACP、人生会議につきましては、幾度も繰り返されるものということの認識、もちろんいたしております。

これにつきましては、人生の営みの中において「健康段階別」にですね、お一人お一人の歩みが進んでいくものでございます。まず、現場といたしましては、健康な状態にある段階においてのですね、そういった取り組みを第一歩の支援として進めていくことが必要と考えております。このことにつきましては、すべての皆さんが対象になるかと存じています。

次に、年齢が少し進み、高齢期に入るだとか、ご病気が、持つようになってくるだとか、そういった領域に達した段階においてもですね、もう一度このような取り組みが、ご本人様の状態に応じて取組まれると、進んでいくものと認識しております。

まず、そういった取り組みを進めるにあたりましては、その先に、何年か後に、皆さん来るわけではあります、重篤な状態に達する以前のところで、このご本人様の思い、そして関わる方々の思いなども含めて、この人生会議のプロセスを果たしていくことが、まずは大変重要だと認識してございまして、そのような段階を踏んでいけるよう取り組みを進めることについて、検討も図ってまいりたいと考えている次第でございます。以上でございます。

○1番（松山 貢）

ただ今、ご担当の課長から日常の取り組みに基づく、具体的な説明とこれからのことをお話いただきまして、今お話されたことが、おそらく職員の方々も、職員の、自身が仕事なさってるこのことを上司がですね、課長自身も分かってらっしゃって、組織として取り組んでいるということが自覚され、さらに、仕事に向き合っていかれる勇気になられたんじゃないかと思います。

次の質問に思ってるんですが、如何でしょうか。

○議長（安部 大助）

松山議員にお願いいたします。

ただ今、重要な議論が続いておりますけれども、ここで1時半まで休憩を挟みたいと思えますけれども如何でしょうか。よろしいですか。（松山議員頷く）

はい。では左様、決まりましたので、ただ今から、13時30分まで休憩にしたいと思います。

（ 本会議休憩宣告 11時58分 ）

○議長（安部 大助）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 13時30分 ）

引き続き、一般質問を行います。

1番：松山 貢 議員

○1番（松山 貢）

午前ではですね、1番、2番としてACP関連の認知と取り組みの現在と、未来へ向けての行政の姿勢とを確認し、お示しをいただきました。

最後の質問は具体的な方針、取り組みについてです。

町オリジナル「エンディングノート」の立案についてです。

ご承知の通り、このACP、人生会議はアドヴァンス ケア プランニング、自分の命の、いざ、もしもの時のために、今のうちに自分自身が望むことを前もって考え、繰り返し話し合い、共有する取り組みとされております。

自分自身が旅立った後のことを含め、あらかじめ人生の整理、生命との向き合い、人生観、死生観を考え、関係者の中で共有する「エンディングノート」を活用し、総まとめという感じで記されることが勧められています。

各地の自治体でのこの分野、ACPに係る取り組みの一つとしていわゆる「エンディングノート」に自分自身で大事なことや、願い、重要な情報等を記入し自身の終活として残すことを奨励しています。

自治体によりその名前は、「あんしんノート」、「わたしの思い出をつなぐノート」、「わたしの未来ノート」、「これからノート」、「〇〇町Me Life (みらいふ) ノート」私の人生でMe Life ですね、「わたしのいま～そしてこれからノート」、など様々な実例があります。

本町では「エンディングノート」、「知りたいことが分かって、残したいものを伝えられる一冊 隠岐の島町地域包括支援センター」として活用されております。

質問といたしまして、町内では素晴らしいACP×ARTの取り組み等がなされておりますが、行政、医療、芸術の織りなす成果の一つの表現、ツールとして『My Wish Diary』マイ ウィッシュ、ダイアリー、私の祈りの日記ですね。そして『My Heart Passport』マイ ハート パスポート、私の心のパスポート、このタイトルで綴られる、いわゆる「エンディングノート」の隠岐の島町オリジナルを立案し、こういった行政のフォローにより町民が穏やかに受け入れ、誰もが知るACP文化を醸成する政策が考えられますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、松山議員の「町オリジナルエンディングノートの立案」についてのご質問にお答えします。

本町におきましては、既成品の「エンディングノート」に隠岐の島町地域包括支援センターと印字したものを、周知の機会に用いております。

町民一人ひとりが、自分自身の思いや願いを記入し、お使いいただくものでありますことから、心理的な抵抗感を和らげるなど、愛着を感じられるよう工夫することも、大切な要素であると認識しております。

議員ご提案の、町オリジナル「エンディングノート」の立案につきましては、引き続き、検討を進めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○1番（松山 貢）

町長がよく言葉にされてる「隠岐びとの心」、この島に息づくこの「隠岐びとの心」は、日本人の精神性をこの島の風土が歴史的に育んできた文化であると言えます。

平安末期の歌にですね、「歌集 りょうじんひししょう 梁塵秘抄」というのがありまして、その中に「遊びをせんとや 生まれけむ 戯れせんとや 生まれけむ 遊ぶ子どもの声を聞けば 我が身さえこそ ゆる

がるれ」という歌があります。人間の本質のひとつを、感情を、情緒を詠んだ歌だと思えます。それは“遊戯”、遊ぶ戯れと書いて“遊戯”ですね。何物にもとらわれない自由自在な行動、真剣に生き、遊ぶことの尊さ、このような心境に、境地に近づいた人たちが詠んできた言霊のような歌だと思えます。かの北大路魯山人は「器は料理の着物である」と言いました。そして陶芸家 伊賀の七代目当主の福森雅武は「器は前に出ず 後ろにさがらず」と言いました。そして、本の装丁家 青山二郎は「本のデザインは本の衣装 装束であり、題の文字があつて、本の体をなす」と言っています。そこで考えますが、今、使われてますこの「エンディングノート」、格調高く、何か式典とかで使われるそんな文様ですね。いわゆる^{だんつう}緞通ですとか、コブラン織りですとか、そういった格調高い雰囲気醸される非常にふさわしいデザインだと思えます。

一方で、人によってはですね、少し重たく感じるきらいもあるかなという風におっしゃる方もいらっしゃる。そこで「オリジナル」を考えたらどうかという風に思うわけなんですけれども、先ほど言いました「マイ ウイッシュ ノート」、これには、同じように本でデザインとタイトルをもって、オリジナル表現することによって、また新しい切り口で、この人生の局面において向き合う姿勢ですとか、気持ちですとか、生まれて、入りやすい気持ちが醸成できるんじゃないかという風に思えます。

ぜひ、そういうことを取り組んでいただくという意味で、「オリジナル」を作ってもらえないかという風に思ったわけです。この「マイ ウイッシュ ノート」と言われるものについては、町自身の「隠岐びとの心」から発するような、理念を映すそういった冊子としての表現ができるかと思えます。検討を進めてまいるということですので、それについてどれくらいのスピード感を持って、実現されると思われるか、そういうところをお伺いしたいと思います。

○番外（ 町長 池田 高世偉 ）

はい、答弁いたしましたように「オリジナリティ」のあるものが、町としても必要であるという認識を持っています。時期的なものを言われますとちょっと、できる限りの早い範囲と申し上げるしかないんですが、というのは、やはりこういった問題は十人十色ございますので、ある程度我々もそういったいろんな声も聞かないけんですし、今、議員が質問されたことに対しては「そうだな」という賛同しておりますが、もう少し、いろんな方のご意見を伺いながら、町独自のものに向かっていきたい、そのように考えております。

○1番（ 松山 貢 ）

今町長おっしゃるように、これが活用される場面というのは、まさに命の現場、その直前ですとか、それに向かっている日々の過程の中で活用されていきますので、慎重には慎重を期してかかる必要があると十分理解しております。ぜひ、成果品としての良いものができる、それを生かせる町の、それがやがて文化として、風土として生かされるような、そういうことを期待しながら考えております。

最後に、町長ご自身、人として、この分野の最前線で活躍する、働く職員の方々のトップとして、この辺の分野のことをどう思い、どうサポートし、他にどんなことが出来得るのかもしお考えあればお聞かせください。

○番外（町長 池田 高世偉）

今回の事柄に対してどのように考え、また何か他にやることがあるかというご質問でございますが、やはり最終的には、個々の方々のお考えですので、その方の終わりがあるでしょう。そこに一つだけ言えるのは「人としてどう寄り添っていくか」、職員として、行政の立場としてどう寄り添っていくか、そこはしっかりやっていきたいと思えます。

○1番（松山 貢）

今お言葉の中に、「どう寄り添っていくか」という言葉がありまして、非常に心に染みるようなお言葉だというふうにとめました。この取り組むことへの、注目とスポットライトを当てながらその活動が、その向こうにはその活用を、恩恵を受ける町民がいるということを受け止めながら、またさらに強化して取り組んでいただければと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（安部 大助）

以上で、松山 貢 議員の一般質問を終わります。

次に、9番：菊地 政文 議員

○9番（菊地 政文）

私は産業建設常任委員会の菊地でございます。

一般質問に入る前に、産建のメンバーとして一言、3月1日から「岩ガキ」が解禁になりました。どうぞ皆さん食べて頂いて、また使い物にして島外に送ってください。よろしくお願ひします。決して、岩ガキ業者のまわし者ではありません。

私は今回、本町におけるベーシックサービスの確立について、5点ほど質問させていただきます。ただし、1. 2. 3. 4までは最質問ありません。最後の5番目に質問をさせていただきます。終わります。

それでは、一般質問に入ります。

近年、人口減少・少子高齢化の進行により、地方自治体の行政運営は大きな転換期を迎えております。本町においても例外ではなく、財政制約、人材不足、施設の老朽化など様々な課題が顕在化しております。

そのような中で、近年議論されている概念に「ベーシックサービス」があります。これは、所得や居住地区に関わらず、すべての住民に対し、生活を維持するために不可欠な基礎的な行政サービスを保証するという考えであります。

私は、この考え方が、特に離島である本町において必要であると感じております。

本町は、離島という地理的条件のもと医療、交通、福祉、教育、防災など、生活の基盤の維持そのものが大きな行政課題となっております。

人口が減少する中で、「すべてを維持する行政」から「守るべきものを明確にする行政」へ転換が求められているのではないのでしょうか。

私は、人口減少時代において最も重要なのは、「何を残すか」の議論であると考えます。

それは単なる行政整理ではなく、住民に対する最低限の安心の保証であると考えます。

町民が「この島で暮らし続けられる」と実感できる基盤こそが、真の意味での「定住対策」であり、「人口減少対策」であると考えております。

そこで提案いたします。本町における「隠岐の島版ベーシックサービス」ともいうべき、最低保証サービスを水準整理し、総合計画や各種計画の中に明確に位置付けるべきではないかと考えます。

守るべきものを明確にすることが、同時に見直すべきものを明確にすることでもあると思います。それは痛みを伴う議論かもしれませんが、将来世代への責任でもあります。

本町が持続可能な自治体として存続するためには、今こそ基礎的行政サービスの再定義が必要でないかと思い、これから質問をいたします。

第1番目に、本町として、将来にわたり必ず維持すべき基礎的行政サービスをどのように位置付けているのか。それは体系的に整理され、町民に知らされているのか、町長にお伺いいたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

まず、「ベーシックサービス」についてであります。近年、教育や医療などの生活に不可欠なサービスを、就労や収入に関係なく原則無料、又は格安で提供する政策として話題になっております。しかしながら、ご質問の趣旨から、「基礎的行政サービス」という視点で答

弁をさせていただきます。

それでは、ただ今の菊地議員の「本町におけるベーシックサービスの確立」についての質問にお答えします。

議員仰せのとおり、離島という地理的な条件や、少子高齢化による人口減少が進む現状におきまして、行政サービスを維持していくことは簡単なことではございません。しかしながら、町民の皆様にとって必要不可欠な行政サービスを提供し続けることが私の責務であると考えております。

離島や中山間地域におきましても、都会と変わらぬ行政サービスを受けることができるよう、「離島振興法」、「有人国境離島特別措置法」、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」などがございます。まずは、これらを十分に活用し、行政サービスを提供していきたいと考えております。また、将来にわたり提供し続けたい行政サービスにつきましては、「第2次隠岐の島町総合振興計画」に、KPI や施策として明記し、町民の皆様にお示ししているところであります。

一方で、行政サービスを提供し続けるためには将来を見据え、その在り方を検討しなければならない事柄もございます。現状におきましては、将来の教育環境につきまして庁内で検討を進めますとともに、隠岐広域連合を中心に将来の医療体制について検討を行っているところであります。先々を見据えた検討を行い、将来にわたり安定的に行政サービスを提供してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

〇9番（ 菊 地 政 文 ）

どうも町長ありがとうございました。町長からのあらゆる理念についての、共有する部分が答弁にたくさんありました。これは大変重要な一歩であると受けとめております。

ぜひ、この理念の共有を具体的な政策整理に繋げていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、2つ目の質問にいきます。医療・交通・福祉・教育・防災といった生活基盤分野の中で今後、特に維持が困難になると想定している分野がたくさんあります。とりわけ医療体制については、広域的な連携の中で維持されておりますが、医師確保、診療科の維持、搬送体制の確保など、課題が山積みしております。

島という地理的条件の中で、医療体制を「基礎的行政サービス」としてどのように守っていくのか、見解を求めます。

〇番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の、菊地議員の「医療体制の基礎的行政サービス」についてのご質問にお答えします。

本町における持続可能な医療提供体制の構築を図るため、令和6年4月に町立診療所と訪問看護ステーションを隠岐広域連合に移管いたしました。現状におきましては、隠岐広域連合が、本町の医療体制の整備について中心的な役割を担っております。

隠岐病院におきましては、隠岐圏域の中核病院として、「地域医療拠点病院、救急告示病院」の指定を受け、24時間体制、15診療科を標榜し、一定程度の医療について島内完結が図られるよう対応する一方、高度医療などにつきましては、本土の医療機関と連携を図りながら対応してまいりました。

しかしながら、人件費や医療機器などの高騰、診療収入の減少などにより、隠岐病院の経営状況は急速に悪化しており、本年度の本町の負担金は11億円を超える見込みとなっております。また、本町の75歳以上人口は、2030年をピークに減少に転じることが推計され、患者数も減少していくことが予想されております。

こうしたことから、昨年6月の全員協議会でご報告いたしましたとおり、隠岐広域連合では、今年度、「隠岐病院の在り方検討委員会」を設置いたしました。委員会におきまして、本町及び隠岐病院の現状を踏まえ、診療科、病床機能、病床数などの将来像について、限られた医療資源の中で、効率的かつ効果的な医療提供体制の構築を図れるよう検討しておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

〇9番（ 菊 地 政 文 ）

町長どうもありがとうございました。私も広域連合議員で、町長も連合長で、非常にこの質問をどうしようかなというぐらい悩んだんですが、あまり深く入らず終わりますね。

今の質問は、私が一般質問することで、医療の現状を多くの方々に知らせる事から始めました。この町の厳しい財政の中で効率的、かつ、効果的である医療体制の構築を期待する1人として質問させていただきました。

それでは、3つ目に入ります。高齢化が進む本町において、移動手段の確保は生活そのものに直結する課題です。買い物、通院、行政手続きなど移動が困難になれば、生活基盤は脆弱になります。高齢者の移動保障を基礎的サービスとして位置づける考えはあるのか、お尋ねします。

〇番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の、菊地議員の「高齢者の交通支援」についてのご質問にお答えします。

高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい暮らしを継続していくためには、日常生活における移動手段の確保が、大変重要な課題であると認識しております。

高齢者の移動手段につきましては、公共交通機関によって確保することが必要であると認識しておりますので、公共交通機関のサービス維持、及び確保に取り組んでまいります。

また、高齢者等に対しまして、タクシー利用助成事業や自動車運転免許自主返納事業などにより、公共交通機関の利用に係る負担軽減を図り、日常生活における移動の支援に取り組んでおりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○9番（菊地政文）

どうもありがとうございました。高齢者の移動手段の確保、生活の質を維持する上で重要であると認識しております。現在、デマンド交通や、地域交通、公共交通支援対策を実施されておりますが、持続可能な仕組みづくりが課題と思います。よく高齢者に言われるんですが、もっと自由にフランクに町に出たいと言う声がたくさん聞こえてきます。その中で町と民間がタイアップして、もっと違う手段の交通があるといいと希望のお年寄りがたくさんおられます。

それでは、4つ目行きます。独居高齢者の増加が進む中、見守りや地域支援体制をどこまで公的サービスとして担うのか。地域共助に依存するだけでは限界があると考えますが、行政として責任範囲をどのように整理しているのか伺います。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の、菊地議員の「独居高齢者の見守支援」についてのご質問にお答えします。

まず、公助の役割として、高齢者等の見守りネットワーク体制を設け、協力事業者と共に、早期に問題を把握する仕組みづくりを行っております。また民生児童委員には、住民の相談に応じ、役場への繋ぎ役となっていていただいております。そして、高齢者に対し、早期に必要な支援などが提供されるよう、地域ケア会議を開催し、民生児童委員や福祉事業者などと情報共有を行っているところであります。

次に、共助の役割として、地域におきましては、高齢者が孤立しないよう、住民の主体的な活動により、見守り、支え合いなどの取り組みが行われることが重要であると考えております。

ご質問の、「行政として責任範囲をどのように整理しているのか」につきましては、行政のみの取り組みにより、高齢者の見守りや支援体制を確保することにつきましては大変難しいと認識しております。このため、地域住民の主体的な取り組みに対して支援を行うとともに、

公助及び共助によって支援体制の構築を進めることが、必要であると考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○9番（菊地政文）

先ほど脇田議員から雪かきの件について、お話がありました。そこで、私もこの間、個人的に何人かで動きましたが、スコップを持ちまして要支援者の家庭の前の雪はねとか、そういうことを先行したり、そういう見守りをしながら地域でもっともっと話し合っ、自治会あたりで動かなければなどそんな風なことも感じております。

独居高齢者の見守りにつきましては、地域包括支援センターと連携しながら対応すると思いますが、地域共助の連携が重要であり、今後も体制強化を役場として横断的にすべきではないかと思えます。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。今後の財政の見通しの中で、基礎的行政サービスを守るための、先順位の考えについてお尋ねいたします。

老人介護施設の維持そのものが目的とするのではなく、機能を維持するという視点への転換は検討されているのか。例えば、複合化や広域連携などによる効率化を含め、どのような戦略を描いているのかをお示しく下さい。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の、菊地議員の「老人介護施設の維持の具体策」についてのご質問にお答えします。

本町の人口に占める65歳以上の割合につきましては、2035年に48%、75歳以上の割合は2030年に29%、85歳以上の割合は2040年に16%と、それぞれピークとなる推計であります。このため、当面の間は、介護保険サービスを必要とする高齢者につきましては、急激に減少しないものと認識しております。

ご質問の、「財政の見通しの中で、介護施設の機能を維持するという視点から、複合化や広域連携など効率化を含めて戦略を描いているのか」につきましては、本町の高齢者の人口推計や、現在の介護施設の所在地並びにサービスの種別などを踏まえ、ニーズがありサービスの提供が必要である施設につきましては、維持する必要があると認識しております。

介護保険事業に関しましては、「隠岐広域連合介護保険事業計画」において3年毎に中長期的な視点に立ち、サービスの見込み量等を含め、定めることとされておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○9番（菊地政文）

それでは最後に、再質問をさせていただきます。

町長の答弁の中に、介護保険事業は「隠岐広域連合介護保険事業計画」において、3年毎に中長期的な視点に立ちと言われましたが、検討委員会は毎年の積み重ねの意見が3年に活きるのか、それとも例年、毎年その検討委員会は開かれているのか、その辺をお知らせください。

○議長（安部大助）

菊地議員、今のは事務的な内容の説明を求めているので、少し変わった内容の質問ありますか。見解をできたら求めていただければ。

○9番（菊地政文）

大変失礼しました。それじゃ再質問をちょっと変更させていただいて、先ほどから私の5項目の一般質問の中です、町の持っている老朽化している施設がたくさんありまして、その辺の、整理について、優先順位を考えておられると思いますが、その辺の整理の仕方についてお聞かせ願いたいと思います。

○番外（町長池田高世偉）

老朽化の公共施設についての優先順位はということですが、施設管理課が所属しています「公共施設管理計画」の中で、優先順位を定めて対応させていただいております。またその「管理計画」につきましても、担当課の方にお出かけいただきたいと思います。

○9番（菊地政文）

それではこの辺で終わりたいと思いますが、本日はですね、私の提唱している「ベーシックサービス」の制度の創設を求めているのではなく、本町として守るべき基盤を整理する議論のスタートを求めています。将来世代への責任と、ぜひ具体的な手段で町の財産、老朽化した財産を整理するにあたり、スピード感を持って取り組んでいただきたいと思います。

以上で、私の一般質問終わります。

○議長（安部大助）

以上で、菊地政文議員の一般質問を終わります。

次に、13番：石田茂春議員

○13番（石田茂春）

町長、私は直球しか投げませんので、野球の好きな町長、直球で返してください。

それでは質問いたします。我が町には「空き家バンク」に登録していない家屋が多数あり、ほとんどの家屋がみすぼらしい状態であります。

また一方では町の景観が非常に悪く、また老朽化した建物は事故が起きる可能性が非常に

高い、また、ごみの不法投棄をされやすい、動物の住家になるなど悪影響ばかりです。あつてはならないことではありますが、災害時には大きな被害が出る恐れもございます。

昨年、皆さんご承知のとおり大分県で大きな住宅火災が発生いたしました。大火になった原因の一つとして、空き家が相当あったためではないかと報道されております。災害はいつ、どこで起きるか分かりません。安心・安全の町づくりのためにも、また町民の命と財産を守るためにも、町の助成が必要であります。

所有者又は相続人が解体しようと思っても、相当な費用が掛かるため、ためらっている状態であります。

しかし一方では、「危険家屋」に認定された場合は解体費用の助成がございます。

危険家屋補助金概要は皆さんよく分かっておりますので、詳しく言いません。ただ、私が言いたいのは、住宅危険度として基礎外観の程度、外壁の程度ですね100点以上、周辺環境危険度50点以上など、詳細に記載するようになっております。

「行政執行」となれば、まず町が解体費用を全額支払い、その関係者に費用を徴収する。相当な時間と費用が掛かります。「危険家屋」になる前に、所有者または相続人が解体を希望すれば「危険家屋」と同じように、費用の一部を助成すべきと考えます。人間の心理上、これは私のことを言ってますので、近隣に迷惑が掛からないとしたら「危険家屋」になるまで放っておきます。

町長、空き家を解体する場合には、「危険家屋」と同様に費用の一部を助成する考えはございませんでしょうか。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、石田議員の「空き家解体の助成金」についてのご質問にお答えします。

議員仰せのとおり、空き家バンクに登録されていない空き家や、老朽化が進んだ建物の増加は、全国的な問題であると同時に、本町におきましても地域の安全や景観を損なう非常に憂慮すべき状況と認識しております。

このような背景を踏まえ、本町では令和5年4月に「第2次隠岐の島町空き家等対策計画」を策定しており、本計画に基づき、活用できない空き家に関しましては、一定の基準を満たした場合に、その解体費用の補助を行っているところであります。また、そもそも新たな空き家の発生を抑制するため、空き家バンクの活用や利活用事業を周知し、積極的に活用を図っているところでもあります。

一方で、議員ご指摘のとおり、現在の補助基準に満たない空き家は、放置されるケースも

あり、時間経過とともに危険性が増大することが懸念されます。

しかしながら、限られた財源の中で空き家対策を行う場合、一定の基準を設けて補助対象を限定しなければ、本来補助すべき危険空き家に補助が届かず、倒壊や飛散により近隣住民の生命や財産を脅かす事案が発生する恐れがあるものと考えております。

空き家は個人の財産であり、その適切な管理は所有者が自らの責任において行うべきものという原則を前提とした上で、今後とも限られた予算の中で、緊急性を勘案し事業を推進してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○13番（石田茂春）

町長、私も一定の基準を満たした場合は「危険家屋」として、補助金が出るのは知っております。また、我が町の財源では厳しいということもよく分かっております。しかし、これから肝心なところです。どうしたら助成ができるか考えてみました。まず、空き家問題は全国的な問題と私は確信しております。我が町の首長、そして、島根県町村会の会長である池田高世偉氏、国、県に働きかけをして、何らかの助成制度を創っていただく。これも首長の仕事の大きな仕事なんですよ。そういう考えはございませんでしょうか。

○番外（町長池田高世偉）

はい。新たな制度について、国への働きかけをするのが公務ではないかというご指摘、ご質問ですが。

空き家対策としては、離島振興、全国町村会にはあるんですが、その仰せのとおりなら具体的にどのような、今みたいな空いてる「危険家屋」にもならないのを、補助対象にしてくれというような、そこまでの具体策で要望はしておりません。

そういった中では、改めて空き家対策の、今要望している中をさらに充実して、国まずは県ですけども、一緒になって活動を進めてまいりたいと思います。

○13番（石田茂春）

よく分かりました。質問を終わります。

○議長（安部大助）

以上で、石田茂春議員の一般質問を終わります。

次に、8番：村上謙武議員

○8番（村上謙武）

それでは、今回の私の質問でございますが、令和7年度、8年度に町長が示されました「施政方針」の中にあります、「新たな産業の育成」そして「財政の健全化」、この2つの項目に

ついて町長の見解を伺います。

まずはじめに、「新たな産業の育成」についてであります。町長は令和8年度の「施政方針」において、新たな産業の育成には、本町の特性を最大限に生かした戦略的な取り組みと、企業と行政が一体となり、持続可能な形で発展させていくことは重要であると、こういう風に述べておられます。

町長が言われるこの「戦略的な取り組み」とは、具体的にどのような内容を町長はイメージしておられるのでしょうか、また、本町の5年後、10年後の地域産業のあるべき姿を見据え、企業と行政が一体となることで、どのような新たな産業が育つことを、町長は期待されておられるのか、改めてそのビジョンを伺います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、村上謙武議員の「戦略的な取り組みや、持続可能な形態による新たな産業の姿」についてのご質問にお答えします。

現在、本町におきましては、恵まれた地域資源を生かし、畜産業の振興や木質ペレットの製造、水産資源を活用した新商品開発などに取り組んでいるところであります。しかしながら、これらを持続可能な産業、そして次の産業へと発展させるためには、島外企業のお力添えを必要とする場合があります。

例を挙げますと、本町で製造された木質ペレットを活用し、株式会社 鴻池組が発電事業を行うことで、安定した木質ペレットの需要を生み出すことはもとより、雇用の場の創出にもつながっております。また、産業の育成までには至っておりませんが、本町と連携協定を結ぶ複数の会社からも地域の活性化や、経済の持続的発展に向けた提案などをいただいております。改めてパートナー企業の重要性を感じているところであります。

本町は、自然環境以外にも日本の離島では数少ない酒蔵など、独自の資源と可能性を有しております。島外企業との連携の枠組みを基盤に、新たな産業の育成に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

○8番（村上 謙武）

それでは、再質問いたします。ただ今、町長の方からご答弁がありましたけど、その中で戦略的な取り組みのひとつの例として、株式会社 鴻池組と本町が木質ペレットを活用した発電事業を行なっているという答弁でございました。ということは、現在、本町が令和7年度から本格的に始まったこの木質ペレットによる発電事業が、この戦略的な取り組みのひとつであるという、そういう風に理解をいたしましたけど。その辺の確認でございますけど、そ

ういった認識でよろしいでしょうか。

○番外（町長 池田 高世偉）

すでに発電事業を行っている鴻池組がそういったひとつである、戦略的なものかというご確認でございますが、従前、いろいろ取り組んでまいりました企業誘致、企業そのまま誘致して事業をやっていただくそういう部分じゃなくて、パートナー企業として、我が町の資源を生かして一緒になって取り組んでいただく、そういった意味で鴻池組さんも、我々が思う戦略的なパートナーのひとつだと思っています。

○8番（村上 謙武）

再質問の答弁をいただきました。

ということで、本町における「新たな産業の育成」に関しては、現在行っている木質ペレット発電事業も戦略的な取り組みのひとつという風に、町長は考えておられるということです。

次の本町の5年後、そして10年後、本町の地域産業のあるべき姿を見据えて、企業と行政が一体となることで、どんな産業が、この隠岐の島町で育っていく、そういうことを期待されているのか、そのビジョンについて事前通告で明記しておりますので、その辺のビジョンについて、町長の頭の中にあるそういった考えをお聞かせください。

○番外（町長 池田 高世偉）

5年後先どういったビジョンを持ってということでございますが、先ほど一例として鴻池組さんをお話しましたが、後段で話していたように特異な資源である、酒蔵という部分もありますけども、この酒蔵を生かしたいという意味も含めてですが、具体的にいろんな企業に今、お会いしています。地元の企業だけで、もう今やれない状況が続いておりますので、そのためにパートナーの企業をお願いしていると。

ですから、こういった物価高騰の中でもあり、消費が進まぬ中で減少傾向にある産業に対してテコ入れをして持続可能、そして雇用ができる産業基盤を作りたいという風に考えているのが自分のビジョンです。

○8番（村上 謙武）

いうことはですね、現在のところ5年後、10年後を見据えて、町長はこういった島内の企業と連携をして、こういった産業を育てられればいいなあという、そういったイメージとか、また島外の企業とですね、パートナーシップを結んだ企業と将来こういった産業が本町に根付けばいいという、そういった具体的なイメージは今持たれてないという風に私は・・・。

観光産業では、こういう産業が育つようなところをイメージしてるとか、第1産業ではこういったところが、そういったところを町長の方から答弁いただきたかったという風に思っております。全体の方向性とか、そういった感じで私は答弁を聞いていたということですので、そういう風にご理解いただきたいと思います。

2点目にですが、町長は令和7年度の「施政方針」の中で、地理的制約のないIT企業の誘致を積極的に行うことを表明しておられました。これに関して、令和7年度からどのような業種の企業をターゲットとして誘致に取り組んで来られたのか。この件について伺います。

また、これらIT企業の誘致が、現在本町が直面している人手不足や、DX推進といった課題の解決に結びつくという、そういった確信や展望が得られたのかどうか。併せて伺います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、村上謙武議員の「地理的制約のないIT企業の誘致に対する取り組みと現状」についてのご質問にお答えします。

本年度の取り組みにつきましては、昨年10月に「しまねIT立地企業会」に所属するIT関連企業20社の皆様、及び東京中小企業投資育成会社の活動に賛同する投資を目的とした企業15社の皆様にご来島いただき、本町の現状を共有いたしますとともに、意見交換をさせていただいたところであります。また、隠岐酒造をはじめとする島内企業の視察も行っていました。

また、DXの推進に向け、東京で開催された「自治体向けビジネスピッチ2025」に出席し、DXを活用した多数のご提案をいただくとともに、本町の現状と課題について情報交換を行ったところであります。

現時点におきましては、企業誘致の実現には至っておりませんが、人手不足解消に資するDXの取り組みとして、隠岐汽船の券売機導入やキャッシュレス決済の導入に対し、先行して支援を行ってまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○8番（村上 謙武）

それでは、再質問を行います。

ただ今、令和7年度における、IT企業誘致に対する本町の取り組みについては、町長の方から詳しい説明がありましたので、理解をしたところでございます。

具体的な誘致に関しては、まだそこまでは見通しは立っていないという風に、私の方は理解しております。令和7年度の取り組みに関しては理解をいたしました。こういった取り組みは、これからもずっと続けていくべき事業ではないか、取り組みではないかなという

風に思っております。令和8年度のこの新たな産業の育成というところに、このIT企業に誘致に関する、取り組みに関する記載がございませんでしたので、新年度にこういった取り組みを、町長は考えておられるのか。既にそういった予定があるのであれば、ご説明をお願いします。

○番外（町長 池田 高世偉）

令和8年度の取り組みについて、具体的にどのようなというご質問でございますが、もう令和7年度に具現化してないんですけども、本町出身の東京のIT企業の社長さんにもお会いしてますし、また、本町出身のそういったIT関係の方が、会社の方々を昨年度も2回お連れいただきましたので、そういう場所に自分も積極的に話し合いに出ています。

ただ、それが先ほど議員ご指摘のように、具体的な形にはなっていないという事です。引き続き令和8年度につきましても、去年もやりました「島根IT立地企業」から、これは島根県を仲介して行うものですので、そういったことを引き続き行いますし、一生懸命、隠岐出身の方が会社の方々をお連れしていただくわけですから、常にその場には出掛けて「隠岐の島」ということは、8年度も進めて行きたいと思っておりますが、なかなか、地理的制約がないITといたながらも会社が決断することですので、興味を持っていただくんですけど、具体的にやりますとまではいかないのが現状です。8年度についても積極的に取り組んでいきたいと思っております。

○8番（村上 謙武）

新年度も、昨年引き続き、このIT企業に対しての誘致ですね、積極的に力を入れていくというご答弁でしたので、ぜひ具現化するように頑張っていただきたいという風に感じております。

3点目ですが、町長は令和7年度の施政方針において、地域特産の水産物の産地ブランド確立に向け、新たな商品開発やPR活動に取り組むと表明されております。これに基づき、7年度は具体的にどの魚種を重点項目として、商品開発に取り組み、どのようなPR活動を展開されたのでしょうか。また、8年度も引き続き「ブランド化確立」について表明しておられますが、漁業者の所得向上に直結する産地ブランド化や流通体制強化のための具体的な戦略について、改めて町長の考えを伺います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、村上謙武議員の「水産資源の産地ブランド化と販路拡大に対する取り組みと現状」についてのご質問にお答えします。

まず、本年度の取組についてであります。 「第2期隠岐の島町水産業振興計画」の策定にあたり、白バイ貝、サザエ、アラメ、松葉ガニ、隠岐のいわがきを重点魚種に位置付け、都市圏での商談会参加やふるさと納税返礼品の充実に取り組むとともに、学校給食や地元飲食店との連携により島内消費の拡大を図ってまいりました。また、ブランド認証制度や流通体制の課題を整理し、その内容を同計画に反映したところであります。

次に、新年度の取り組みについてであります。同計画に基づき、加工力・ブランド力・流通体制の強化を柱に、漁業者の所得向上に直結する施策を進めてまいります。

まず、小規模加工業者への支援強化であります。老朽設備や衛生管理の課題に対応するため、設備更新や省力化機器導入への支援を検討するとともに、隠岐水産高等学校など関係機関と連携し、技術向上や商品開発、販路拡大を後押ししてまいります。

次に、ブランド認証制度の創設・PR強化であります。品質基準や表示方法を整理し、実効性ある制度を構築するとともに、観光・飲食分野の関係者と連携しながら認証品の活用と情報発信を進めてまいります。

さらに、島内外流通体制の整備であります。漁業協同組合等と連携し、集荷・配送体制の見直しや輸送費支援の活用を進めるとともに、西郷お魚センターの機能を生かし、安定供給体制の構築に取り組んでまいります。

これらを一体的に推進し、持続的な産地ブランドの確立と漁業者の所得向上につなげてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

〇8番（村上謙武）

それでは再質問を行います。

本町のこの地域特産の水産物等の「産地ブランド化確立」に向けた取り組みについては、かなり前から町の方針と申しますか、水産業振興のための大事な取り組みであるという認識のもと、現在まで取り組んで来られたと。取り組んできたという風に私は認識をしております。

島内での流通体制の整備も数年前から課題として挙げられているのですが、ただ今の町長の答弁で本町のこの取り組み姿勢については、よく理解をしたところですが。答弁を聞きながら、その具体的な取り組みについてはあまり伝わってこないというか毎年、同じような形で、こういった取り組みが「施政方針」の中で述べられているのですが、なかなか目に見えた結果が現れていないというのが現実ではないかなという風に思っております。

ただひとつですね、行政視察等で他県の市町村等に行きますと、特に「道の駅」とか「地

元の特産物販売店」なんかに行きますと、その土地で取れる第1産業の製品を使った土産品等の特産物が非常にたくさんあります。それを見た時に、隠岐の島町は地元のそういった特産物、水産物を使った商品が本当に少ないなというのを非常に感じるわけです。他の自治体で力を入れてやっているところと、本町と比較をどうしてもしてしまうわけです。そういったところで本町の取り組むそういった熱意とか、そういった取り組む時の態勢とか、戦略的なものをもう少し再考して予算を付けて、急には多分実現しないかも知れないですけど、1年、1年そういった取り組みが目に見える、そういった形になって欲しいなという風に思っております。

町長もそういう風に、島外に出た時にそういった事は感じるのではないかなという風に思っておりますけど。1年、1年少しずつでも成果が見れるような取り組み、そういった事をするために、町長はどういった見解を持っているのか。ちょっと難しい、漠然とした再質問になりますけど答弁をお願いします。

○番外（町長 池田 高世偉）

水産業、特産品に各地区と比べてかなり、言葉悪いですが劣ってる、その認識があるか、そしてそれをどうするかということでしょう。おっしゃるとおり、我が町については、魚種、特に魚類については、そういった面では特産品と成り得てない部分があると思っております。最初もお話しましたように、「隠岐の白バイ貝」とか「松葉がに」については「ブランド化」に向けて進んでおりますけれども、「道の駅」あるいは、私の所という「お魚センター」でそういったものがきちんと購入できるかという点では劣っていると思います。

その中において、やはり物が、「魚」という物が無かったというのが現実です。境港に持って行きますから、今、巻き網とその点をお話をさせていただいています。何とか一体となって隠岐に、この町に「魚」を、町が主体でやるんじゃないかと、巻き網さんの方でまで具体的に話していかどうかは分かりませんが、やっていけるんじゃないかというようなお話してますが、成果が出ましたらまたご報告しますけども、まず「魚」をここに卸す、持ってくる、販売するそれが第1段階であって、その上に観光の方に対しては第2次的に発生するんじゃないかと思っています。今は協議をしている。何とか議員の言うように、形にしたいという思いで取り組んでいるという段階です。

○8番（村上 謙 武）

そうですね。水産物等のブランド化の取り組み、非常にいろいろ課題があって難しいというのは、多くの町民の方も感じておられると思います。かなり課題が多くて、壁が高いかも

知れませんが、それに諦めずコツコツと取り組みをして、地道な取り組みをして1つでも2つでも、本町の「ブランド化」に向けた、成果を出すように頑張っていたきたいという風に思っております。

次に、「財政の健全化」について質問をいたします。

まず1点目ですが、令和8年度予算については、事務費の増加や隠岐病院への運営負担増により、非常に厳しい予算編成を強いられたと述べておられます。結果として新年度も歳入不足を基金の取り崩しで補うという状況が続いていくこととなっております。

町長は現在の基金残高に照らして、あと何年このような財政運営が可能であると考えておられるのでしょうか。

また、基金の取り崩しを抑制するために、具体的な基金残高の数値目標を定めているのか伺います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、村上謙武議員の「基金の取崩しが続く予算編成の今後の対応」についてのご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、新年度予算編成におきまして収支不足となりましたことは、物価高騰が続く中であっても、町民の皆様の安全・安心な住民生活を守るために必要な施策は、基金を取り崩してでも対応せざるを得なかったものであることをご理解いただきたいと思います。

まず、「現在の基金残高に照らして、あと何年このような財政運営が可能であるか」についてであります。中期財政計画でお示ししたとおり、現在の状況が続けば、財政調整基金と減債基金を合わせた基金の残高は、令和11年度末には令和6年度末の約3分の1まで減少する見込みであります。

次に、「基金残高の具体的な数値目標」につきましてもは定めてはおりませんが、大規模災害の発生など予期せぬ支出に備えて、一定額の基金の確保が必要であることは十分承知しております。

まずは、基金確保のため、「歳出の抑制」と「新たな歳入の確保」により収支不足を解消し、基金に依存しない財政運営を確立していくことが重要であると考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○8番（村上 謙武）

それでは再質問をいたします。

町長もご答弁の中で触れられておりますように、2月「臨時会」で財政課の方から「中期財政計画」が提示されましたので、皆さんも令和11年度の財政の推移については皆さん確認をされているということで、本当に基金がですね、これを見ますと13億2,200万円ですか、非常に少なくなっております。

令和11年というと4年後なんですよ。こういう状況が、もうはっきり予想されているということです。今回こういった質問をしたわけですけど、町長はまだ基金の残額については、はっきりした数値は示しておられません。非常に心配になるところであります。歳出の抑制と新たな歳入の確保、これによって財政については基金をなるべく、減るのを防ごうという風な答弁内容でございましたけど、私はこれまで、この「財政の健全化」については、町長に質問をしておりますけど、こういった11年度の状況を見ますと、もう対応しなければ、もう既に手遅れになるのではないかなという風に思っております。

では、どういった対応するのかということなんですけど、「財政の健全化」というのはこれ非常に大事なことです。令和11年度に、こういった状況にならないためにも行財政改革に係る「財政健全化計画」なるものを早急に策定して役場と議会、そして住民の方にこういった厳しい財政状況を共有するという、もうそういう状況になっているのではないかなという風に思っております。

ということで、質問の基金残高の数値目標を定め、それに基づく将来の財政運営を行っていくというのは、これはもう自治体における最も基本的な財政運営の一つではないかという風に理解しておりますので、町長にその辺のところの見解を再度聞かせてください。

○議長（安部大助）

村上議員、今の質問の中には、行財政改革の計画も含めての答弁、考えるかどうかも含めての答弁でいいんですか。

○8番（村上謙武）

基金の問題に関して再質問です。

○番外（町長池田高世偉）

基金についての計画ですね、目標数値等を持つべきじゃないか。

先ほどお話しました「歳出の抑制」、これは菊地議員の時にもお答えしましたように、広域連合病院、まずもって「あり方検討委員会」の中で、しっかりと歳出の抑制をしていただく。もちろん我々の本町もそうですけど、広域も一緒になって、この「歳出の抑制」をしっかりと取り組むことによっていかなければならない。また一点、大変不安なことかもしれません

が、このままで行くとやはり施設の利用料なり、負担の問題も検討しなければならない状況もこようかとは思っています。

今直ぐしますという話じゃないですけど、そういったことも含めながら「歳出の抑制」、新たな「歳入の確保」取り組まなければ、財政運営がやっていけないという風に思っています。

まずは、「歳出の抑制」をしっかりとやっていきたいという風に考えています。

○8番（村上謙武）

それでは、財政の健全化について2点目の質問に入ります。

令和7年度には自主財源の確保に関し、ふるさと納税に戦略的に取り組み寄附額の増額を目指すとの表明がありました。しかし令和8年度の施政方針では「ふるさと納税事業」に関する言及がございませんでした。令和8年度における自主財源の確保及び増額に向けた、対策をどのようにお考えか伺います。

また、令和7年度に「ふるさと納税事業」に戦略的に取り組んだ結果、どのような効果があり、実際に納税額が増えたというような実績に繋がったのか、詳細を伺います。

○番外（町長池田高世偉）

ただ今の、村上謙武議員の「自主財源の確保と、令和7年度ふるさと納税事業に戦略的に取り組んだその効果と実績」についてのご質問にお答えします。

まず、新年度におきましても、本町にとりまして自主財源の確保は極めて重要な課題であると認識しており、引き続きふるさと納税の寄附の拡大という目標に向け、総合的に取り組みを進めてまいります。

次に、本年度の事業効果、および実績についてであります。個人版ふるさと納税につきましては、ふるさと納税の制度改正により、全国的に令和7年9月までの申込みが集中いたしました。この時期は、「米」の需給のひっ迫から、市場全体で「米」の返礼品の需要が高まりましたが、本町におきましては「米」の返礼品提供が困難となり、需要を十分に取込みできなかったものと認識しております。年度末に向け、需要の取込みに努めましたが、需要分散の影響もあり、結果として「個人版ふるさと納税」単独としては、前年度を下回る見込みとなっております。

「企業版ふるさと納税」につきましては、大型寄附の申し出があったこと、また所管課と関係課が横断的に連携し、寄附の成立に繋がったことなどもあり、前年度を上回る見込みとなっております。

「ふるさと納税」全体では、現在交渉中の「企業版ふるさと納税」の案件について合意形

成が得られ、今年度中の寄附が決定すれば、昨年度と比較して数百万円程度増加するものと考えております。

引き続き、「ふるさと納税制度」を積極的に活用し、実効性のある取り組みを継続してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

〇8番（村上謙武）

それでは再質問いたします。

ただ今、令和7年度の「ふるさと納税」の実績見通しについて答弁がございました。

確か令和7年度はですね、このふるさと納税に関してはタスクフォースを、地域振興課の中で組織して、積極的な取り組みを行ったという風に思っておりますけど、残念ながら「個人版ふるさと納税」に関しては、昨年度より少なかったという大変残念な答弁でございました。一方、「企業版ふるさと納税」もございますけど、やっぱり、今後とも「ふるさと納税」のことを考えると、この「個人版ふるさと納税」の件数をいかにして増やしていくか、これは非常に大事なポイントになってくるのではないかなという風に思っております。

ということで、どの自治体もこの「ふるさと納税」に関してはすごく力を入れておりますので、本町も力を入れて、昨年度から本当に本格的に取り組んだというところなんですけど、なかなか結果が見えてこないということです。この「ふるさと納税」について引き続き、最大限の努力をしていただきたいなという風には思っています。ひとつ懸念されるところは、新年度予算の中で、この「ふるさと応援基金」という歳入のところに確か7,700万円余りこの「ふるさと応援基金」、この「ふるさと納税」がこの原資になっているのではないかなと、令和7年度のふるさと納税額の寄附額はまだ把握しておりませんが、この7,700万円には届かないのかなあと想像しているところです。

そうした場合に、基金がまた、その分減ってしまうという、これも基金残高にとっては非常に大きな課題になりますので、その辺のところも基金の減少を防ぐということでこの「ふるさと納税」の方にしっかり頑張っていただきたいなという風に思っております。

それでは最後の質問になりますけど、3点目の「町有施設の適正化」について伺います。

施政方針の中で「公共施設等総合管理計画」に基づき、遊休施設の売却譲渡を検討することとありますが、具体的にどの施設をいつまでに処分するという具体的、または概略的な目標設定はされているのでしょうか。

また、このたび「ホテルMIYABI」を無償譲渡するという予定ではありますが、これまでのように、「指定管理制度」による維持管理を今後5年間続けたと、そういう風に想定した場合、

それと比較して、今回の譲渡によって町の財政負担は、どの程度軽減される見込みなのか具体的な試算をお願いいたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、村上謙武議員の「町有施設の売却・譲渡を検討するうえでの具体的な目標と、財政負担の軽減予想」についてのご質問にお答えします。

議員仰せのとおり、本町は平成29年3月に「隠岐の島町公共施設総合管理計画」を策定し、その中で総資産量の適正化に向け、本町所有の建築物の総延べ床面積を30年間で17%縮減するという数値目標をかかげております。

その目標達成に向けた取り組みの一つとして、利用頻度が少なくなったもの、いわゆる遊休施設は原則廃止又は売却し、利用者が特定の個人、団体である施設につきましては譲渡を検討し、保有量の適正化を図ることとしております。

具体的な施設といたしましては、「旧老人会館」と、後述する「ホテルMIYABI」について譲渡を予定しており、議会でのご承認を受けたのち、速やかに譲渡に向けた手続きを進めてまいりたいと考えております。

次に、「ホテルMIYABI」をこれまでのように指定管理者制度を続けた場合の財政負担についてであります。建物自体の老朽化が進行していることにより、緊急を要する改修として、給排水設備や屋根の改修等で約7,000万円、5年以内に想定される改修として、エレベーター・受変電施設の改修等で約1億円、合計約1億7,000万円の改修費がかかると想定しております。その改修費用に対して本町から1億円程度の補助金の支出を考えておりますが、譲渡を行うことで約7,000万円の財政負担が軽減されると考えております。

施設の売却・譲渡を進めることにより町有施設の有効な利活用が図られ、財政負担の軽減も見込めることから、引き続き検討を進めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○8番（村上 謙武）

それでは再質問いたします。「ホテルMIYABI」の無償譲渡による本町の財政負担の軽減、具体的な金額、町長の方から答弁がありましたので、なるほどなという風に理解をしたところでございます。

一方、その他の町有財産につきましては、まだこういった施設は、何年先に「譲渡」するとか「廃止」するとか、そういったところはなかなか見えてこないというか、そういった状況にありますので、この「ホテルMIYABI」ひとつの町有財産、宿泊施設を民間に「譲渡」す

る、これだけで、将来、本町の財政負担が減るといふ、ひとつの例ですので、こういったことは多少難しいところもあるかもしれませんが、計画だけはやっぱりはっきり示すといふことは大事なことはないかなといふ風に思っておりますので、最後に町長、その辺のところの考えを示してください。

○番外（町長 池田 高世偉）

その他の施設について計画があるかということですが、具体的に協議をしております。ただそれを此処ですとか言うことが、この時点で適切かと思ひまして、「協議中」であるとお話しさせていただいて、次の方も「譲渡」に向つて、町として計画的に進めていきます。

また、先般は遊休の土地を入札によつて「売却」もしておりますし、できるだけ「廃止」を伴うような資産については、計画通り「譲渡」していきたいといふ風に思っています。

○8番（村上 謙武）

はい。本日の私の質問は、具体的な施設の名前とかですね、何年後にといふそういうところは求めておりませんので、今後、そういった施設については、ほぼ概略でもいいですし、具体的なそういった計画がきちんとあるかどうかといふ確認でしたので、そういう風にご理解ください。以上で、質問を終わります。

○議長（安部 大助）

以上で、村上 謙武 議員の一般質問を終わります。

ここで15時20分まで休憩といたします。

（本会議休憩宣告15時08分）

○議長（安部 大助）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告15時20分）

引き続き、一般質問を行います。

次に、6番：牧野 牧子 議員

○6番（牧野 牧子）

それでは、令和8年度隠岐の島町の「施政方針」の中から3点ほど質問をしていきたいと思ひます。

1つ目は、「子育てしやすい環境づくり」についてお聞きいたします。

令和8年第1回臨時会の全員協議会で、これまでの保健福祉課の「子育て世代包括支援係」と「児童福祉係」は新年度より「子ども家庭センター」となるとの報告がありました。その

中で、施政方針には、妊産婦の方や子育ての中で、不安や悩みを抱えている方に対し、切れ目のない相談支援をおこなうと明記をしてありました。今回、「子ども家庭センター」とした理由や、これまでと違った方針など、そういったところもお聞きしたいと思います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、牧野議員の「子育てしやすい環境づくり」についてのご質問にお答えします。

子ども家庭センターにつきましては、令和4年の「児童福祉法・母子保健法の改正」により市町村は設置に努めることとされ、令和7年5月1日現在、全国において未設置の自治体は28.8%、島根県内では隠岐4町村が残っております。

子ども家庭センターでは、これまで「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」でそれぞれ行ってまいりました支援を引継ぎ、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行ってまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○6番（牧野 牧子）

今のご答弁で、全ての妊産婦、子育て世代、子どもへの、一体的に相談支援を行ってまいるといった、答弁でございました。これについては、本当に私と思いは同じだなあと感じております。

その中でですね、私は「切れ目のない相談」といったところに、すごく思いがあります、その「切れ目のない相談」というところにですね、支援はもっと必要ではないのかなと感じるところがございまして、現状の認識と、今後の展開など、どうやっていくのか、もしかしたら現状の、まだ不足部分があるのかとか、まだ需要があるではないか等のことがあれば、取り組みをしていただけるのかなと感じておりますので、そういったところの今後の見解をお聞かせください。

○番外（保健福祉課長 野津 千秋）

それでは具体的な取り組みというところですので、私の方から説明をさせていただきます。

先ほど町長の答弁でも言いましたように、これまでの「係」で行ってきた取り組みを引き継いで、今後の「子ども家庭センター」も行っていくということでございますので、また新たな取り組みということではなくて、引き続き、妊産婦、妊娠してから子どもさんが生まれるまで、また、生まれた後についても一体的に相談、支援を行っていくということでございます。

また「児童福祉係」も1つになりますので、こちらは保育所の担当になりますので、そちらの方ともこれまで以上に連携をとりながら行っていくという風に考えております。

○6番（ 牧 野 牧 子 ）

少しまた質問させていただきます。「新しい課」になっても引き続きサポートをしていくという内容でございましたが、少しだけ疑問に思う部分がありました。それはですね、これは「子ども家庭庁」が出しております、子どもの居場所での「子育て短期支援事業」についての報告があります。そこには、やはり子どもの「子育て短期支援事業」に関しては需要が高まっているといった報告がありました。しかし、今回ですね、令和7年3月に「第3期隠岐の島町子ども・子育て支援事業計画」の中にですね、いろんな保護者の方だとか、いろんな悩みを持つ方とかのアンケートの中に、私、昨年度の3月にショートステイだとか、トワイライトステイについて、一時預かりのことについて触れておりましたので、ちょっと興味がありましたので少し調べました。そしたら、そのアンケートの中に「需要が少ない」といった部分で、「今回も取り組みはしてない。しかし状況に応じ実施について検討を行います」といった文も入っておりました。そういったところについても、やはり子育て世代の方にですね、切れ目のない、こういった支援をされるのかなといったところで、「新しい課」になった、新組織となったところで、何が違うところがあったのかなと思って、少し聞くところでございます。そういったところで、町長のご見解を伺いたいと思います

○議長（ 安 部 大 助 ）

牧野議員、今のは新組織になって、今まで違うところも含めてってことですか。違いはありますか。

○番外（ 保健福祉課長 野 津 千 秋 ）

先ほど言われましたショートステイ、それから一時預かり等につきましては、アンケート調査の中では、ニーズが無いわけではないというような数字が出てきておりますけれども、それを実施する体制が整っておりませんので、まずはニーズがあればということですが、検討段階というか、今のところは実施する予定はございませんが、今後、ニーズが高まってくれば、どういう体制だったら出来ていくかということは検討していく必要があると思っております。

○6番（ 牧 野 牧 子 ）

先ほどもお伝えしましたとおりですね、昨年度私3月の定例会においての「一般質問」でございました。そこで、子育てのレスパイトケアについて「里親制度」を利用して、ショートステイ、トワイライトステイもできるんだと、そういった制度の中にそういった仕組みもあるので現在可能、そういったサービスが可能だということもお知らせしていたと思います。

その制度の普及を推進し、拡充すべきであるといった内容でお伝えしてたと思うんです。当時ですね、町長の最後でしたけども、「里親制度の普及活動について取り組んでまいります」と言ったところで、まだまだ不十分だという部分でのご指摘だったと思いますので、今後引き続き、里親制度の普及活動について、取り組んでまいりたい」といったご答弁でしたので、今回ですね、こういった新しい組織が生まれたということですね、こういった中もいろいろ議論されたのかなあといい、少し質問させていただきました。1年は経っておりますけども、その後こういった取り組みや検討結果についてあったのかどうか、そういったところもお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（安部大助）

新組織に変更する中で、「里親制度」の充実も含めて考えられてるかどうかと。

○6番（牧野牧子）

検討されたのかどうか。

○番外（保健福祉課長 野津千秋）

先ほどの町長の答弁でもありましたとおり、国の制度でこの「子ども家庭センター」を設置することとしたところございまして、「係」が担当する業務についてはこれまでのものを引き継いでいくということにしておりますので、この「子ども家庭センター」を設置することによって、「里親制度」についての検討したかということについては、それに特化して、里親制度についての検討はしておりませんが、里親制度の普及、それから皆様へのお知らせというところについてはこれまで通り「係」で行っておりますので、それを引き継いでやっていくということです。

またレスパイトのこととか、それから一時預かりを里親さんが行うということについては、前回の以前の「一般質問」でもお答えしましたとおり、町内では2人しかおられませんので、その中で一時預かりを実施していくことは困難であるというところがありますので、まずは里親さんを増やしていくということが必要であろうとは思っております。

○6番（牧野牧子）

普及活動を推進していただくということで理解をいたしました。

3つ目の質問にも関係してくると思うのですが、隠岐の島町の未来を存続させていくためにもですね、若者世代、子育て世代の移住のサポート体制が万全であれば、「安心して子ども産み、育てられる島」として、やはり高評価に繋がるのではないかと思いますので、こういった理由からですね、しっかりこういった「子育てサポート」にも力を入れていって

ただきたい、そういった政策をしていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは2つ目の質問にまいります。「町民の健康増進」についてお聞きいたします。

施政方針の中でですね、「ライフステージに沿った保健事業の展開と、地域に根差した保健活動の部分において町民の方々の健康づくりへの支援をする」と、これまでも施政方針で挙げられておられますが、今回もそれについては明記されております。

また、各地区、公民館、事業所での「健康セミナー」によって、食生活の改善や運動の習慣づけを図るなど、健康寿命の延伸を目指すとの方針も掲げておられます。しかし今回、令和8年度の当初予算の中で、介護予防、日常生活支援総合事業の食生活改善の推進及び、普及啓発の事業費が消滅しておりました。これはやはり「施政方針」に沿った予算配分ではなかろうかと、健康寿命を延ばそうと言っている傍ら、そういった事業費がなくなってしまったのではないかなあと危惧いたしましたので、その内容について少しお聞かせください。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、牧野議員の「健康寿命の延伸についての考え方」についてのご質問にお答えします。

議員仰せのとおり、施政方針にあります「町民の健康増進」につきましても、町民の方々の健康づくりを支援するとともに、健康教室やセミナーをとおして、食生活の改善や運動の習慣づけを図るなど、健康寿命の延伸を目指しております。

議員ご指摘の「食生活改善推進及び普及啓発の事業費」に係る予算につきましては、これまで高齢者に対し、食生活の改善や啓発についての事業を食生活改善推進協議会に委託し、実施しておりました。しかしながら、事業の対象者につきましては、介護保険の対象となる高齢者に限られるものではなく、幅広く町民を対象とするものでありますことから、予算上の扱いを「保健活動費」に変更したところであります。食生活改善推進協議会の皆様には、これまでどおり、健康教室や食育活動にご協力いただきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○6番（牧野 牧子）

一応、共通の同様の答弁だったなと思っちょっとホッとしております。こういった事業については無くしたのではなくて、「保健活動費」に移行したということで理解いたしました。違う形ではあるけども、健康増進に向けた食生活の改善などの事業は継続されるという認識

でよろしかったですね。

やはり食生活は健康寿命の延伸にとってとても大切なことでありまして、介護予防、日常生活の支援の充実に繋がると、とても大事なことだと感じております。こういった認識で間違いなかったかと思えます。

先ほど午前中にも、同僚議員からも少し出ておりましたが、地区での活動、こういった食生活であったり、郷土料理を伝えていくとか、それも高齢者の方があちこちで活躍されておりますので、そういったところで“生きがいくくり”ですね、健康増進に向けた取り組みを行っている方々も、やはりそういった“生きがいくくり”というところで活躍されていかれると思いますので、そういった事業費はしっかり続けていただけたらということで、少し安心しておりますので、これ以上の質問はございません。

それでは、3つ目、最後になりますけども。「UI ターン対策について、移住定住相談窓口の充実を図り、さらなる UI ターン者の確保」についての質問でございます。

人口減少の対応が課題となる中、移住促進と定住の後押しをするために「移住定住相談窓口」の充実の他、定住奨励金、雇用支援、住宅支援、子育て支援などのさらなる UI ターン者の確保に取り組むとのことでした。

やはり、来島される I ターンの方々が、最初に求めるものは「住まい」の確保であることはもう間違いのないと思っております。そこで、最近までですね、本町内のあちこちに「お試し滞在住宅」と言いましたか、「お試し住宅」がいくつかあったとちょっと記憶しておりますが、最近少しずつ減ってしまっているのではないかなと感じております。

やはり、お試しで住んでみて、島のファンを作ってもらって、定住しようと決断していただけてるツールとして、この「お試し住宅」はとても必要だと私は感じております。そういった必要性について、町長のお考えもお聞きしたいと思います。

○番外（ 町長 池田 高世偉 ）

ただ今の、牧野議員の『「移住・定住相談窓口」の充実を図り、更なる UI ターン者の確保を』についてのご質問にお答えします。

「お試し住宅」につきましては、私といたしましてもその必要性について、十分に認識しているところであります。

本制度は、本町への移住・定住を検討しておられる方が、本町に一定期間滞在し、実際に生活を営むことにより、地域での暮らしぶりや、町民の方々とふれあいを体験していただくことを目的としたものであります。最大のメリットといたしましては、移住後の暮らしが

イメージしやすくなるということであり、ミスマッチを未然に防ぐ上でも本制度は有効であると考えております。

過去には、中村・布施地区におきましても旧教職員住宅を「お試し住宅」として活用していましたが、令和元年度に施設の老朽化に伴い廃止し、現在利用できる「お試し住宅」は、町内に1箇所のみとなっています。

「お試し住宅」に限らず、新年度からは本町への移住・定住を検討される方に対して、13泊14日の滞在型インターンとして、就労体験、地域住民との交流体験、現地コーディネーターの伴走支援などを行う新たな制度も構築いたしております。

引き続き、限られた予算の中で、UIターン対策を含む、人口減少対策に取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

〇6番（ 牧 野 牧 子 ）

質問をしたいと思います。「お試し住宅」は必要ではあるけども、老朽化で減少していつていくということでした。私もこの質問を聞く折にですね、担当課の方にもお話を伺いに行っただけですけども、とりあえずIターンの方がこちらに来た時に、住まいがいるのではないかと行ったところですね、担当課の方にも、「何とか知恵を絞って、何とか頑張ってるんですけど心が痛いです」という部分も、何かちょっと大変なんだなっていうことも感じました。

それなら、住宅支援をする部分でですね、公社でしたか、そういったところの「窓口」に行ってもらうだとか、そういったところもされておりますけど、やはり私はちょっと空き家について、空き家問題を解消するためにですね、空き家を改修して、そういった方たちが住めるような物はないかっていうところに於いてでも、本当に「移住、定住支援政策」はすごく行われていまして、すごく手厚いなと感じておりました。ですが、先ほどの答弁にもありましたとおり、限られた予算の中でUIターン対策を含む人口減少の対策に取り組んでいくと、なんかちょっと少し漠然とした答弁に聞こえたなと思うんですけど。

やはり地区の、先ほどもちょっと「空き家の解体」の話も出ておりましたけども、地域の方も、空き家の対策をして欲しい。そして町も、今、財源の面で限られた予算の中でともおっしゃっておりますし、そして、他所から来られるIターン者の方も住宅を求めているなら3つ合致した課題、問題解決に繋がる鍵だなと感じております。

そういった中でですね、「空き家対策計画」といった計画。町でも令和6年の4月に変更されてますけど、こういった協議会なんかも行われていまして、事業者さんであるとか、本当に関係者の方々というかですね、協議をされているということも知りました。

「アンケート」にもありましたけども、「危険空き家」になる前に、10年後にもしかしたら「空き家」になるかもしれないと感じておられる方も2割方おられまして、そういったところにも問題提起をしていく。そして、先ほど言いました3つの、町、地区、移住者の方が取り組める良いツールとして、この「空き家対策」を地区単位で取り組んでいくのはどうかなど私は考えたので、ご提案したいなと思っております。町長のお考えをお聞かせください。

○議長（安部大助）

牧野議員、今の内容は「空き家の利活用」について、町長の考えをお聞かせ願いますと、UIターンの一応趣旨としてですか。（牧野議員頷く）

○番外（町長 池田高世偉）

各地区の空き家をお試しUIターン対策に利活用してはどうかというご質問でございますが、まず、先ほど懸念されます「お試し住宅」が1か所で不足なのか、まずそこを検証しなければならぬと思っております。

そしてまた、1か所になったからの部分ありますが、新たな13泊14日の制度も設けております。まずは、UIターン対策をどうするかですから「お試し住宅」、その先に、今の言う空き家対策での「お試し住宅」を造るなりというのは、その検証後で考えるべきだという風に考えています。

○6番（牧野牧子）

ちょっと空き家対策が人口減少対策に繋げるといったところですね、少し先走ったかなと感じます。今回の質問は、そのIターンの方がいきなり住める場所っていったところから始めて、そういった方がこういった13泊14日の滞在型の場所を利用して、そこで次に此処で移住しようと思った時に、私が先ほど申しましたような「空き家」。ただ空き家は放って置けばどんどん「危険空き家」になっていくっていったところも、前回12月の定例会でもお話しとおりでございまして、そういったところも一気に解消していく良い案ではなんではないかなと、ちょっと自分では思ったところでした、ちょっと少し先をいった話になってしまったなと思って、少し反省しておりますが、そういったところもですね考えながら、担当の課の方も一生懸命頑張っておられますので、どうかそういった地区にも出掛けていただいて、「空き家バンク登録」を待つのではなくて、地区でこういった地域の問題解消のために、「地区で考えていかないか」といったような、町からの働きかけも大事かなと感じておりますので、どうかお願いしたいと思います。

そういったことで、今の私の提案ですけども考えていただけるか、もう一度だけお答えい

ただけたら、お願いいたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

はい、空き家をそういった利活用することについて、どう考えるかということですが、おっしゃってるように、個人的な考えでいうと一石二鳥、空き家対策になる「お試し住宅」、UI ターン対策であるという観点でおっしゃられていることについては理解しておりますが、現実に今言われた UI 対策としてのご質問がある中で、現時点、各地区の空き家をと

いう風には考えておりません。

○6番（牧野 牧子）

終わります。

○議長（安部 大助）

以上で、牧野 牧子 議員の一般質問を終わります。

最後に、12 番：前田 芳樹 議員

○12番（前田 芳樹）

それでは、質問をいたします。

「水田耕作放棄地の増加への抑止対策」についてです。

「水田耕作放棄地対策支援金制度を策定して企業的経営の水田耕作者の保護育成をしなければ、条件不利地の水田は耕作放棄がさらに急激に進むことが想定されるので、その抑止対策を講じるべきではないかという点についてお伺いいたします。

既存の耕作放棄地対策としましては、農業公社や農地中間管理機構による農地集積円滑化事業、あるいは地理条件の不利を補整する仕組みだといいます「中山間地域等直接支払制度」で地域ぐるみの減反管理補助金などの制度がありますけれども、国の制度の在り方が「水田耕作経営体」の存続を大きく左右するのは言うまでもありません。ただ、これらの制度から水稻農家が経営体を維持継続させるほどの水準の「補助金」を受給できているわけではありません。既存の補助金水準に上積みする「水田耕作放棄地対策支援金制度」を策定しないことには、10 年後には島の水田耕作体制は崩壊し、耕作放棄地の急拡大に至って、やがて「スキが原」となって、田園風景の消失へとなることが想定できます。

農業機械や資材の価格高騰はすさまじいそうです。5 年前に 700 万円だった大型コンバインは現在では 1,300 万円以下では購入できないといいます。トラクターも田植え機も同様に、これに肥料等の価格高騰も留まるところを知らないそうです。行政から農機購入費の半額補助ありますけども、これを受けても値上がり部分の吸収にはおぼつかず、老朽化する機械類

の多額の更新費用を米の販売代金から留保しながら、経営していくことも困難であるそうです。

人口減少の中では雇用費を削っているのは、従業員は集まらず、事業体の維持存続は出来なくなるのです。現在、米の価格は高止まり状態で米農家は笑いが止まらないなどという報道がありました。が、“猫の目農政”のせいの一時的な現象にしか過ぎないと私は思います。

政府が「米価を決めていた」食管法時代、「米を作るな」と政府が命令をした「減反政策時代」、長年にわたって、米は構造的に儲からず米農家は苦勞をし続けてきたわけであり。今やちょっと一時的にですね、少しばかりの利益が出る状況にはなりましたが、利益を大きくため込むほど儲かっているわけではないと思います。

本町でも、農家の高齢化と人口減少で水田耕作者は減少の一途です。小規模経営の個人農家では、水稻苗の生産から脱穀までの一連の年間作業を、家族だけで自前で完結できる家はほとんどなくなりました。企業的経営の事業体に、機械作業の委託や、水田を賃貸借契約に出している人が急激に増加をしております。

かつて、農業公社をですね、「事務部門」と「現業部門」に分離解体をさせた時の現業部門であった企業体が、都万地区と五箇地区にあります。この2つの企業はですね、水田耕作放棄地対策の最後の砦となっているのです。大口の個人農家は遠く離れた、条件不利地の水田は耕作したくないのは必然的なことです。残った水田は仕方なく、「農地集積円滑化事業」を担う農業公社と役場が2つの企業に頼み込んで、耕作放棄地を増加させない対策になっているという状況です。

この2つの企業のうちの五箇地区の「農事組合法人」は、分離開業時にはですね、その請負水田面積は近くの五箇地区内の13haであったものがですね、今では布施、中村以外の島内全域にまたがっておりまして、効率の悪い遠方まで転々と分散して請負耕作地が点在しているわけです。2026年度では3倍にも及ぶ50haにまで増加をしているといえます。個人農家の高齢化による廃業と共にですね、年々増加する傾向に歯どめは依然としてかからないのです。農業公社と役場に頼まれて条件不利地の耕作を請負っていくことには限界はあり、そしてまた民間の営利企業が移動距離の遠い、収益性が悪い水田を増やすことには無理が生じるのです。最早、幾らかでも指定管理料を払ってでも、耕作を依頼せざるを得ない段階に入っているところもあるかのようにもあります。

この「農事組合法人」は、自分たちは儲け主義では決してなく、開業当初から地域の農地を荒廃させてはいけない、水田の耕作放棄地の増加を防止するのだと努力をしてきたわけで

ありますが、耕作放棄地対策に協力をしているすべての農業法人に、町が新たな支援策を講じていただきたい。できなければですね、仕方なく事業所から離れた、遠い地域の条件不利地ですけれども、この水田の耕作面積を減らさざるを得ないと言っております。耕作を請負ってくれる「農事組合法人」がいなくなりますれば、即刻、耕作放棄地の増大となって農村の自然環境を損なう社会問題として表面化をしてくるわけでありまして。各地、拠点ごとですね、大規模個人農家と旧農業公社の「現業部門」であります2社を保護してですね、耕作放棄地の増加防止対策に対処して行かなければならないかと私は思います。

然るにですね、耕作放棄地になる条件不利地の水田で耕作請負をした耕作者にはですね、面積比例でも「耕作放棄地対策支援金」を交付する制度を作るとか、新たな補助金を上積み交付しなければ、拠点事業所から遠い地域の水田耕作をする農業者はいなくなるだろうと思います。面積比例のですね、「水田耕作放棄地対策支援金制度」を策定して、企業的経営の水田耕作者の保護育成をして、この耕作放棄地の増加を抑止する対策を講じるべきではないでしょうか。町長のご見解をお伺いいたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、前田議員の「水田耕作放棄地の増加への抑止対策」についてのご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、本町では農業者の高齢化や人口減少、農業機械・資材の価格高騰などにより、水田の耕作放棄が進行しており、深刻な問題であると認識しております。特に条件不利地の水田は、地域農業者や農業法人の皆様によって辛うじて維持されており、そのご尽力に深く感謝を申し上げます。

本町では、農業公社や農地中間管理機構による農地集積の促進、中山間地域等直接支払制度の活用など、国・県制度を活用しながら耕作放棄地の抑制に努めております。また、「農業経営基盤強化促進法」に基づく地域計画を策定し、地域の中心となる経営体を明確化し、農地の集積・集約化を進めているところでもあります。

議員ご提案の「水田耕作放棄地対策支援金制度」につきましては、総論として理解はできるものの、財政負担や制度設計など慎重に検討すべき課題がいくつかあると考えております。しかしながら、耕作不利地での耕作を継続するためには、現行制度の活用に加え、地域計画に基づく支援のあり方を見直す必要があるとも感じております。

引き続き、農業公社や農業法人、関係機関と連携し、地域の実情を踏まえた実効性のある耕作放棄地対策について検討を進めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいた

します。

○12番（前田 芳樹）

現段階で答えられる、的を得たご答弁であることは理解ができます。ただですね、これからは問題なのです。

今後のためにですね、ほんの一点のみ再質問をいたします。

大口の個人経営農業者で後継者のできたところもありますけれども、個人農家は次第に減少傾向に変わりはないと思われま。農地集積、デスクワークですね、デスクワークや国の補助金だけでは、早晚ですね、条件不利地の水田耕作面積を維持することは困難になってくるだろうと思われま。現場で作業する企業体を保護育成していくことが何よりも必要であろうかと思うところでは。

この現場を担う企業体の保護育成で実効性が出てくるだろうと思うのです。何らかの具体的な対策をとらないことには、次第に大変な水田状況になってくるだろうと思いま。この現場作業を担っている企業体を、これまで以上に手厚く保護育成していくお考えを持っておられるのかどうかです。そこを一点お伺いしたいと存じま。

○番外（町長 池田 高世偉）

条件不利地域を耕作する企業に対して保護育成の考えをということですが、先ほども答弁いたしましたように、耕作不利地での耕作を継続するために、現行制度の活用に加えて新たな支援のあり方を見直す必要があるという風に感じておいま。

具体的にどんな対策、そしていつ頃までにということに現段階で答えかねま。最後の方に申しあげましたように、必要性を感じておいま。関係機関と検討を進めてまいるということでご理解をいただきたいと思いま。

○12番（前田 芳樹）

以上で終わります。

○議長（安部 大助）

以上で、前田 芳樹 議員の一般質問を終わります。

以上で、「一般質問」を終わります。

これで本日の議事日程はすべて終了いたしました。

3月6日は定刻より「質疑」等行いま。

本日は、これにて散会いたします。

（ 散 会 宣 告 14時09分 ）